

第 5 章 第三者評価 実証実験企画委員会

1. 今年の活動方針・実施事業
2. 第三者評価項目の立案
3. 第三者評価組織と実証スケジュール

第5章 第三者評価 実証実験企画委員会

1. 今年の活動方針・実施事業

1) 第三者評価の方針

今年度は「専門職業大学（仮称）」が中央教育審議会に諮問され検討されており、会員校でも関心が高まっている。特に「職業実践専門課程」の認定に向けて申請を行う会員校も増えており、その準備を始める動きも広まりつつある。今後、会員校の体制も「従来型の専門学校」「職業実践専門課程認定校」に加えて「専門職業大学（仮称）」を目指す学校も存在し、教育体制の多様化が進むことが予想される。

多様化する教育体制の中での会員校の共通課題は、社会的ニーズに応え、社会の理解を得られるための教育の質の保証や職業実践的な能力を持った若者を輩出し自動車産業界の発展に寄与するための教育力の向上である。

そのための JAMCA 会員校の質保証・向上の取り組みには、以前にも増して自動車整備専門学校としての特性を活かした第三者評価が必要である。

今年度は、13 校から 22 校となった職業実践専門課程認定校をメンバーとして、第三者評価実証実験企画委員会を中心に、昨年度に引き続き JAMCA として特徴ある第三者評価基準・項目・システム・組織を検討し、実証実験の実施を通して第三者評価の試行を目指し下記の二項目を活動の柱とした。

- JAMCA 独自の特徴ある第三者評価項目の策定
- JAMCA 第三者評価について実証実験（シミュレーション）を行い、成果と課題を探る。

2. 第三者評価項目の立案

1) 第三者評価の目的

第三者評価の実証を行うにあたり、第三者評価をどのように捉え、何を目的とするかを整理しておきたい。これらは、第三者評価等の啓発委員会の活動においても広く伝えられた点である。

(1) 自動車整備専門学校・自動車大学校の教育の質・内容の向上

各整備専門学校は毎年実施している自己点検評価等によって、学校運営・教育活動等の改善を行い、質の保証・向上に努めた結果を HP 等で外部に公表している。

それに加えて透明性・客観性の高い第三者評価を定期的に受けることにより、教育運営及び教育成果の質の保証がされることとなる。

また、学校の取り組みや工夫の特徴に対して評価を受けその結果を公表することにより、受審校の教育の質が保証されるだけでなく、人材育成に対する教育の質全体を底上げすることとなる。

(2) 自動車整備専門学校・自動車大学校の社会的認知の向上

第三者評価の評価結果を広く社会に公表することにより、自動車整備士の教育の質及び特徴が社会に今以上に認知されることになる。

高校生・学生・保護者・就職先企業等のステーク・ホルダーとなる人々に学校教育の内容や特徴ある取り組み、その教育レベルについて説明責任を果たすことで高等教育機関としての信頼の獲得、社会的地位を確保することにつながる。

(3) 自動車整備専門学校・自動車大学校選択への信託性向上

第三者評価は、学校運営・教育活動の質・水準・内容を明確にし、学生・保護者の自動車整備専門学校・自動車大学校への進学を選択、高等学校における進路指導などにおいて未実施校より信託性が向上する。

2) 第三者評価の観点(文部科学省が示す方向性)

第三者評価の評価項目を決めるにあたり、昨年度実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果を基にして基本的な骨子が検討された。整備専門学校としての特徴的な内容とする考えはもちろんであるが、専門学校に対する社会的な理解を広め、教育の質の保証につながる第三者評価とするための文部科学省の示す方向性にも応えられるものでなくてはならない。ここで、今回の活動において各専門分野により組織されたコンソーシアム（私立専門学校等評価機構）の連絡調整会議において示された文部科学省の第三者評価の観点を記しておく。

(1) 設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・教員資格、教員数
- ・授業時間数
- ・校地校舎の面積、設備 等

(2) 職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ホームページにおける情報提供

(3) 学習成果等

認定課程が目的・目標に設定している学習成果等が達成できているかどうかを評価。

・職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等

職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等(教員組織、教育課程、施設及び設備等)が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。

※目標達成に必要な内容を、分野共通の評価項目として設定する。

(4) 内部質保証

機関内部の質保証の取り組みや手続きを整備し、それが機能しているかどうかを評価。

※各評価(評価項目・評価手法・根拠資料)の充実につながることを期待。

※目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

※機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等も踏まえて検討するものとする。

3) JAMCA 第三者評価項目の基本構成

今回の第三者評価の項目は、従来大学等で実施されている機関評価に加え、専門分野ごとの教育成果として、それぞれの分野に貢献し活躍できる若者を輩出している特徴ある取り組みやそのシステム、その裏付けとなる根拠等を評価できるシステムとしなければならない。

調査を主体とした昨年度の活動段階では、自動車整備専門学校・自動車大学校としての自動車に関わる分野の特徴付けをどのように第三者評価項目に落とし込むかについて明確な方針の整理には至らなかった。このため今年度は、現在の会員校でも広く実施されている自己点検評価項目をベースに第三者的評価項目を決定し、またその項目の中に分野別評価項目を混在させてゆくといった考え方により検討が進められた。

以上のことから、今年度の活動において各委員会で改めて検討した結果、第三者評価項目の策定に対し下記のような考え方で整理した。

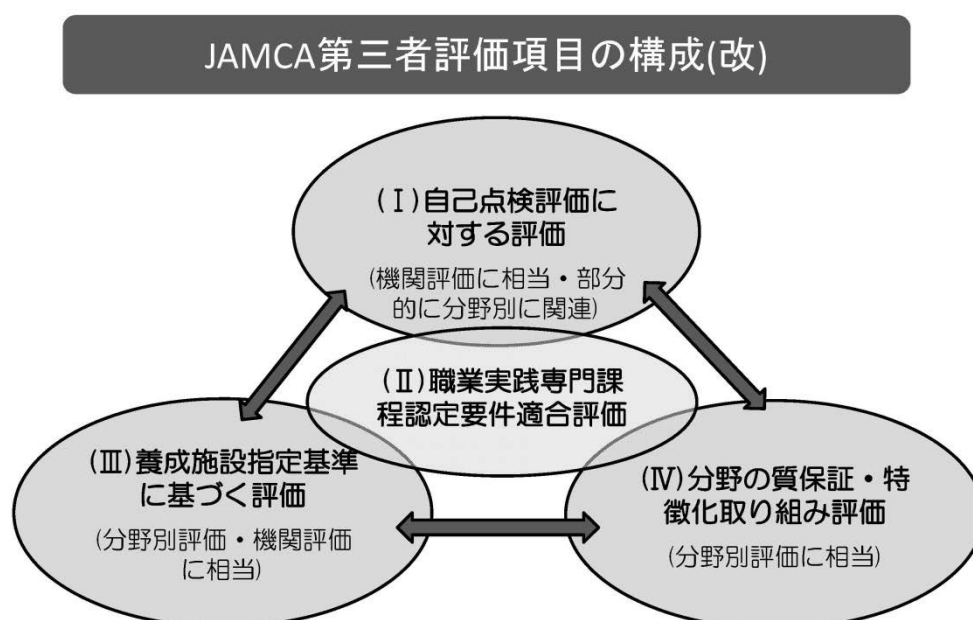
(1) 自己点検評価項目は、学校として基本的に必要な項目を網羅的に表現しており、その中に分野別専門教育に関わる内容を混在させることは、評価の仕方が難しくなる。

(2) 自動車整備専門学校・自動車大学校は国土交通省が所管である「自動車整備

士養成施設の指定等の基準について」に基づき、教育内容、教育のための設備及び教員の要件等が定められている。さらに、この要件が常に満足しているかを国自らの監査により確認されている。これらは、自動車整備士養成機関としての第三者評価に該当するものとして、独立した評価項目とする。

- (3) 職業教育における教育の質保証や教育の成果向上についても網羅的な項目で一律に評価すべきものではなく、それこそが各学校が努力し公表してゆくべきものであるという観点から、別項目として自己評価として別途表現することとする。

以上のような考え方から、JAMCA の実施する第三者評価の基本構成は、文部科学省から示された観点の「職業実践専門課程認定要件」を加え、4 つの大きな柱を中心に置き、そこから評価項目を構成することとなった。



- (I) 文科省及び私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づく各校の自己評価について、評価内容及びそのエビデンスについて第三者として客観的に評価を行う。(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)

各校の独自フォーマットで実施されている自己点検評価について、基本的にはそのフォームを踏襲し、自己評価のエビデンス(根拠)を加えて評価報告書を提出していただき、それを第三者として評価する。

文部科学省の設置基準を含め、基本的な学校として必要なシステムや運営の内容について、この評価項目によって評価することになる。

網羅的な内容の中には、さらにそのエビデンスについて、各校毎の特徴や工夫そしてその成果について関連してくるが、下記(Ⅲ)の分野別評価の項目で特化して表現しその評価を行うこととする。

(Ⅱ) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。

下記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。

- ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ホームページにおける情報提供

(Ⅲ) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別機関評価・分野別評価に相当)

我々学校群の教育は自動車整備士を養成するとともに、自動車業界で活躍する高度な技術者として育成することにある。

国土交通省はそれを踏まえ、社会で要求されている自動車整備技術者の水準を卒業(修了)時の目標として、教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など教育プログラム全体の質を確保するため指定基準を定めている。約3年ごとの定期的な監査の受審により、そのレベルに満たない場合は教育施設として取り消しを受けることになる法的な質保証がされている評価と言える。JABEEの「日本技術者教育認定基準」に相当するものとする。受審校の定期監査実施報告を確認することにより、自動車整備分野の基準達成内容を評価できる。

※整備士の人材教育に向け基準を満たしていることのエビデンスを資料で提示。

●定期監査報告書 ●実績報告 ●変更届 等

(Ⅳ) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)

一般的な学校全体の運営や教育活動等に関わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンス(根拠)について、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。

職業教育における「内部質保証及び成果向上」の取り組みについてその価値を評価するものとなる。

- ・ 国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・ 就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・ 教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・ 教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・ その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

3) 第三者評価項目

4つの大きな柱からなる第三者評価項目は、基本的に大項目と中項目に整理し、大項目に対する評価記述と、中項目ごとの評価記述及び「可・否」の判定をすることとした。なお、(Ⅱ)の職業実践専門課程の認定評価の項目については、文部科学省の「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」に基づき構成し、さらに(Ⅲ)国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価及び(Ⅳ)自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価については、大項目の番号での(Ⅰ)自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における当該部門の位置付けが明らかとなるよう配慮した。

次表はその一覧表である。

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(H27 実証実験資料)

Ⅰ 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）		
NO.	大項目	中項目
1	教育理念・目的・育成人材像	教育理念・目的・育成人材像、学校の特色、学校の将来構想
2	学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、人事・給与制度、意思決定システム、情報システム
3	教育活動	目標の設定、教育方法・評価等、成績評価・単位認定等、資格・免許の取得の指導体制、教員・教員組織
4	学修成果	就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価
5	学生支援	就職等進路、中途退学への対応、学生相談、学生生活、保護者との連携、卒業生・社会人
6	教育環境	施設・設備等、学外実習等、防災・安全管理
7	学生の募集と受け入れ	学生募集活動、入学選考、学納金
8	財務	財務基盤、予算・収支計画、監査、財務情報の公開
9	法令等の順守	関係法令・設置基準等の順守、職業実践専門課程認定要件、個人情報保護、学校評価、教育情報の公開
10	社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献、ボランティア活動
11	国際交流（必要に応じて）	
Ⅱ 職業実践専門課程認定要件適合評価		
	教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容	
	企業等と連携した実習・演習等の実施	
	企業等と連携した組織的な教員研修の実施	
	企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表	
	ホームページにおける情報提供	
Ⅲ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)		
NO.	大項目	中項目
1	教育理念・目的・育成人材像	道路運送車両法 第1条
2	学校運営	1. 養成施設の沿革及び学校の組織図
		2. 学則又は規則及び細則
		(3)課程の名称、(4)定員、(5)修業の年限又は入学時期及び卒業時期、(6)入学資格
		(7)休日及び休業、(8)始業、終業時間及び1教育単位時間
		(9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)、(10)成績判定基準(出席日数及び合格点等)
3	教育活動	6. 教育科目別時間配分表 Ⅰ－2－2 教育計画(2級) Ⅰ－3－2 教育計画(1級)
		7. 教育計画表
		2. 学則又は規則及び細則
		(9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)、(10)成績判定基準(出席日数及び合格点等)
		4. 教育を行う者(指導員)の一覧表 (3)資格欄は指導員資格を満足させるものであること
		5. 教育を行う者(指導員)の名簿
4	学修成果	養成施設の報告書
6	教育環境	必要設備等一覧表
9	法令等の順守	道路運送車両法
Ⅳ 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)		
NO.	大項目	中項目
3	教育活動	教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果
		教育の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムにおける特徴ある取り組みや成果
4	学修成果	国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
		就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
0	全般	その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

3. 第三者評価組織と実証スケジュール

1) JAMCA 第三者評価組織の構成

(1) 委員会の主な役割と担当者

・ 第三者評価実証実験企画委員会

JAMCA 第三者評価項目の立案及び実証実験の運営を統括する。(第三者評価基準の作成、評価項目設定、システムの構築)

専門学校東京工科自動車大学校	佐藤 康夫
専門学校読売自動車大学校	榎本 俊弥
専門学校北九州自動車大学校	清末 裕貴
＜専＞YIC 京都工科大学校	野上 悟
専門学校広島自動車大学校	古澤 宰治
関東三菱自動車販売株式会社	飯島 邦彦
株式会社関東マツダ	佐藤 広
元国土交通省 中部運輸局	中川 兼彦

・ 第三者評価委員会

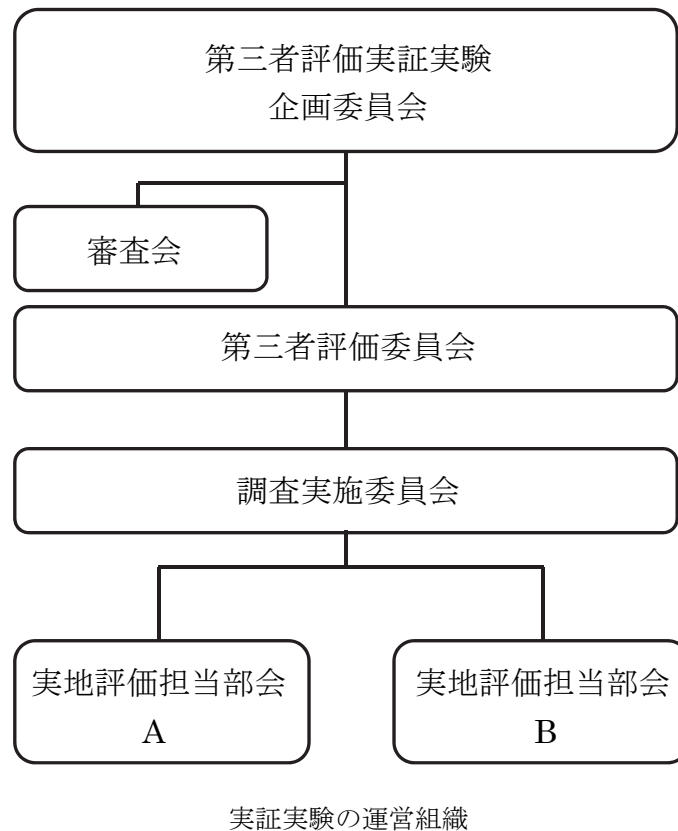
業界関係者、学識経験者、教育関係者による JAMCA 第三者評価の評価者組織。
(調査報告書の審査及び第三者報告書の作成)

専修学校中部国際自動車大学校	齋木 寛治
元国土交通省 自動車交通局	樋口 忠夫
元日本自動車車体整備協同組合連合会	丸山 憲一
元東京自動車大学校	小谷 将彦
元国土交通省 中部運輸局	中川 兼彦
全国自動車大学校・整備専門学校協会事務局	大西 純一

・ 調査実施委員会

JAMCA 第三者評価実証実験の被評価校に実地調査を行う組織。
(実地評価調査書の作成と第三者評価委員会への報告)

専門学校東京工科自動車大学校	佐藤 康夫
専門学校広島自動車大学校	古澤 宰治
専門学校日産栃木自動車大学校	高岡 能正
専門学校群馬自動車大学校	橋本 暁夫
専門学校関東工業自動車大学校	合津 正彦
専門学校東京自動車大学校	高橋 博
専門学校トヨタ東京自動車大学校	藤川 龍彦
熊本工業専門学校	遠藤 禮一郎



2) 実証実験実施スケジュール

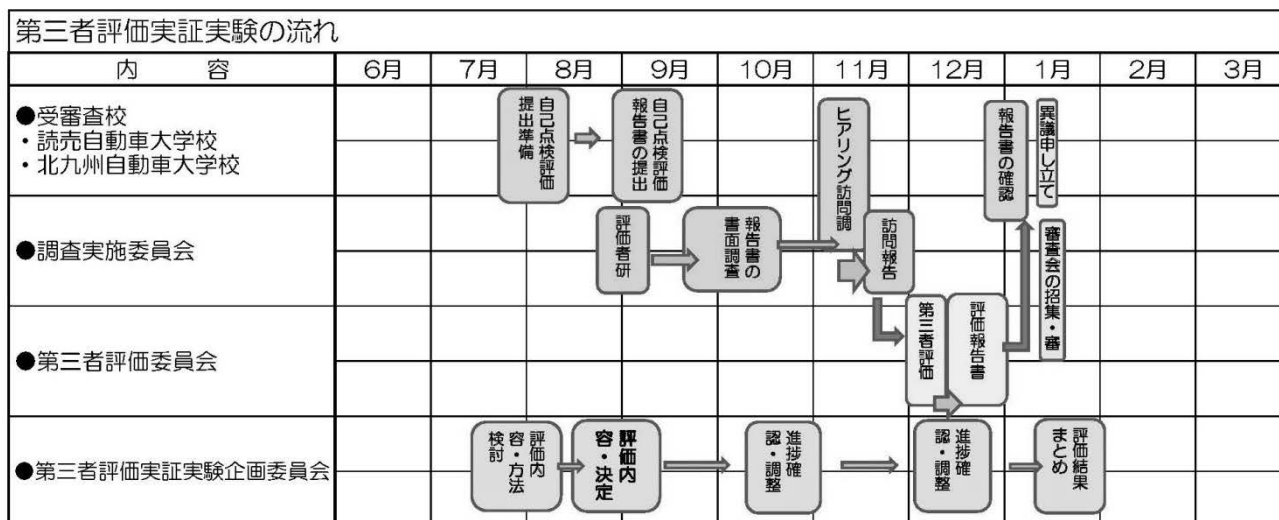
(1) 実証実験第三者評価の受審校

今回の事業に参加した職業実践専門課程会員校の中から、北九州自動車大学校と読売自動車大学校の二校が、事業の目的とその重要性について深く理解をしていただき実証実験第三者評価の受審校として名乗りを上げていただいた。

(2) 実証実験の流れ

受審校及び今回の事業の事務局そして各委員会組織が連携し、最終的な第三者評価のまとめに向けて計画的に取り組んだ。

・受審校から「自己点検評価報告書」及び評価概要送付	10月9日(金)迄
・北九州自動車大学校 訪問調査	11月12日(木)
・読売自動車大学校 訪問調査	11月18日(水)
・調査委員による調査レポート作成と提出⇒事務局	11月30日(月)迄
・第三者評価委員への訪問調査報告書の送付	12月2日(水)迄
・第三者評価委員会（評価会議） （二校における第三者評価内容の決定）	12月18日(金)
・評価報告書の作成、受審校への通知	1月12日(火)
・実施校からの異議申し立ての受け付け （評価委員長は審査会を招集し審議）	1月18日(月)迄 ※別途日程



第 6 章 第三者評価結果について

1. 評価結果目次
2. 第三者評価 実証実験結果

第6章 第三者評価結果について

1. 評価結果目次

第三者評価 実証実験結果 【北九州自動車大学校】

総評	134
----------	-----

評価結果

I 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）

総評	134
----------	-----

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像	135
2. 学校運営	136
3. 教育活動	137
4. 学修成果	139
5. 学生支援	140
6. 教育環境	141
7. 学生の募集と受け入れ	142
8. 財務	143
9. 法令等の順守	144
10. 社会貢献・地域貢献	145
11. 国際交流（必要に応じて）	145

II 職業実践専門課程認定要件適合評価

総評	146
----------	-----

項目別評価

1. 教育課程編成委員会	146
2. 企業連携授業	147
3. 企業連携教員研修	147
4. 学校関係者評価	147
5. 情報公開	147

III 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価

（分野別評価・機関評価に相当）

総評	148
----------	-----

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像	148
2. 学校運営	148

3. 教育活動	149
4. 学修成果	151
6. 教育環境	151
9. 法令等の順守	151

IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 (分野別評価に相当)

総評	152
項目別評価	
3. 教育活動	153
4. 学修成果	153
0. その他	154

第三者評価 実証実験結果 【読売自動車大学校】

総評	155
評価結果	

I 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）

総評	156
項目別評価	
1. 教育理念・目的・育成人材像	157
2. 学校運営	157
3. 教育活動	159
4. 学修成果	160
5. 学生支援	161
6. 教育環境	162
7. 学生の募集と受け入れ	163
8. 財務	164
9. 法令等の順守	165
10. 社会貢献・地域貢献	166
11. 国際交流（必要に応じて）	167

II 職業実践専門課程認定要件適合評価

総評	168
項目別評価	
1. 教育課程編成委員会	168
2. 企業連携授業	169
3. 企業連携教員研修	169

4. 学校関係者評価	169
5. 情報公開	169

III 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価

(分野別評価・機関評価に相当)

総評	170
項目別評価	
1. 教育理念・目的・育成人材像	170
2. 学校運営	170
3. 教育活動	171
4. 学修成果	173
6. 教育環境	173
9. 法令等の順守	174

IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価

(分野別評価に相当)

総評	174
項目別評価	
3. 教育活動	175
4. 学修成果	176
0. その他	177

2. 第三者評価 実証実験結果

【北九州自動車大学校】

総評

- 1) 高等教育機関として自動車整備士の養成に向け、学校の教育理念に基づく育成すべき整備士像を見据えた教育を職員と一体となって実施していること。またそれに向けたバックアップ体制の整備もしっかりしている。
- 2) 企業等と連携し、今求められている整備士の知識・技能について協議し、その育成に向けて企業と連携した実習等を実施している。
この実習について評価を行い、企業等との連携及び協力の推進を図ると共に、教員に対しても専門分野における知識・技能の習得のための研修等に積極的に参加させている。
また、当該校の教育活動等の情報を公表している。
これらのことから、職業実践専門課程の要件は十二分に満足していると判断する。
- 3) 道路運送車両法の目的(第一条)を果たすための人員育成をするために制定された一種養成施設指定基準に則り、教育環境（設備、教育時間、指導員等）がしっかりと整えられているか、また、実施されているかについて、ほぼ3年に1度国土交通省が下記内容の監査を実施しており、その結果として適切に運営されていると認められている。また、設備の変更、教育内容の変更等が発生した場合の変更届、毎年教育内容（国家試験の合格率、教育時間数、学生数等）についての実施報告書も正しく提出されていることを書類、記録等にて確認できたことから、適切な運営を行っている学校であることが認められる。
- 4) 卒業生はほぼ100%自動車業界に就職し、自動車整備士の資格は仕事を遂行するため、また自動車の専門知識を取得していることを認められる唯一のライセンスとなる。従って、卒業後行われる国家資格試験は確実に合格する必要がある、在学中にその実力をつけておかなくてはならず、各校教育課程や国家試験対策授業に工夫をしている。就職業界が明確であるがゆえに求められる専門知識やその期待も高く、この校は地道ではあるがそれを受けて特徴ある教育や運営に対して特徴ある取り組みを行う等努力をしていると言える。これらを鑑みれば自動車整備士養成の大学校として、確実な教育・運営がなされているものと評価する。

評価結果

I 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）

総評：自己評価、学校関係者評価について誠実に実施していると判断する。

本校はヒューマンスキルに優れた自動車整備士の育成を教育目標とし、この目標達成のためには社会に出て即戦力となるような人材を養成することにあるとして、企業等との連携を図り、複数の銘柄の違うディーラー・整備振興会等の外部関係者と一体となって各年度において時代に即応したカリキュラムの改善・検討が進められている。このように業界の意見を聴取し改善を図ろうとする真摯な取り組み姿勢は、誠実な自己評価を促し、教育水準の向上につながっているものと考えられる。

今後、自己点検評価及び学校関係者評価のさらなる質向上に向けて、考えられる改善点を以下に記述する。

- ・学校関係者評価委員の選任については、自動車教習所社長、整備振興会事務所長、卒業生7名の計9名の構成になっている。評価委員を選任する場合、考えられる分野として卒業生、保護者、業界、地域等が上げられる。教育課程編成委員会の委員には業界や整備振興会の関係者が選任されているので、このような関係者を評価委員に加え評価を受けると、より公平・中立的な意見・評価が得られるものと思われる。
- ・評価が2点(やや不適切)であった項目(今回の自己評価では5 学生支援)について、フォローアップの必要性から、評価向上のために講じられた対策とその結果(評価も含む)を明確にしておく、後日のため(改善策の参考資料)により良いと思われる。
- ・前年3点(ほぼ適切)から4点(適切)に評価が上がった項目については、積極的にPRしたら良いと思われる。
- ・現在タイ国の自動車整備士養成校と提携関係にあることをベースに、将来、教員の交流研修、次いで学生の海外研修を展望される。夢のある計画は、前向きであり評価される。ホームページやパンフに海外の専門学校と提携している話などは積極的にPRすると良いと思われる。

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

本校はヒューマンスキルに優れる自動車整備士をモットーに、広い視野を持った整備士の養成を教育目標としている。このため、ビジネスマナーやコミュニケーション能力を高めるソーシャル検定(JAMCA)、また運行管理者(トラック運送事業法)や福祉車両取扱士(日本福祉車両協会認定資格)などの資格取得に取

り組み、卒業生の即戦力化に向け努力している。また、学生に対して近い距離で接する教育をモットーにしている。

1-2 学校の特色は何か。 (評価結果 ☒ 可・否)

前身の電機工業短期大学の設備、教材、ノウハウ等を活かして、今後ますます重要視される電気系の学習が充実している。また、進路支援センターを中心とした組織的な就職指導システムが整備されている。

- ・資格取得指導において将来的な需要を考慮した福祉車両取扱士を扱っている。
- ・就職指導において学生と企業のミスマッチを防ぐため、的確な情報収集・分析を行っている。他校にない特色を有しており、もっと積極的にPRすべきであると考ええる。

1-3 学校の将来構想を抱いているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

経済発展が著しい東南アジアのタイにおける自動車整備士養成校と提携して、現在教員の交流研修を計画中で、それを見極めた後、学生が安心して海外経験を積める場所の確保に努めるとしており、進取な気性に富んだ学生獲得への意気込みがうかがえる。現在、国が「留学生 30 万人計画」により留学生受け入れを積極的に進めるなど「グローバル戦略」を展開している中、専門学校としても留学生の受け入れ(少子化対策でもある)や本学生に海外経験を積ませるなどについて計画中であり、将来を見据えた積極的な姿勢が評価される。

2. 学校運営

2-1 理念等に沿った運営方針を定めているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

本校の建学精神である「ヒューマンスキルに優れた自動車整備士」をモットーに、将来構想に沿った運営方針を策定している。整備士の資格取得とは別に、運行管理者・福祉車両取扱資格のほか、ソーシャル検定・低圧電気取扱い特別教育等様々な資格取得指導が行われ、社会から要請されている幅広い知見を持つ人材の育成に努めている。パンフやHP等による統一的なアピールが望まれる。

2-2 理念等を達成するための事業計画を定めているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

理念・目的を達成するための詳細な全体計画が定められている(事前に、校長と教員とで調整している)。各科・各学年の業務実施計画が一覧表になっており、全体計画として把握しやすくなっている。また各担当の確認欄があり、全職員が全体計画に共通認識を持って取り組みやすい体制となっている。複数の科・

学年等が関わる主要業務については、その関連性が明示された実施計画図があると、なお便利である。

2-3 設置法人は組織運営を適切に行っているか。 **（評価結果 ☒ ・ 否）**

理事会をはじめ組織体としての運営が適切に行われている。創立 58 年の伝統と実績を有し、地域社会から信頼されている学校法人としての責務を果たしている。近隣の商工会・警察・消防・整備振興会等との連携が取れており、また祝祭日の休校時には施設の貸与がなされている。

2-4 人事・給与に関する制度を整備しているか。 **（評価結果 ☒ ・ 否）**

就業規則・教職員給与規程等が整備されている。毎年度、所属長を中心に教職員の業務分担・配置を見直し、適切な指導体制が整備されている。

2-5 意思決定システムを整備しているか。 **（評価結果 ☒ ・ 否）**

経営本部会議を踏まえ各種規定等を全職員が確認し合う機会が設置されており、統一された意思決定システムが整備されている。セクハラ防止に関する規程を整備している。

2-6 情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。

（評価結果 ☒ ・ 否）

HP やフェイスブックを活用し、教育活動における情報の共有化に成果を上げている。具体的には、教務・進路・募集などで活用しているが、今後各システムの見直しや連携強化を進めることにより、効率化を図るとして意欲的である。さらなる効率化を図るべく各部署・各教職員が努力している。なお、情報公開も日々充実強化されており、実施担当者の負担を軽減するための協力体制の構築が検討されている。

3. 教育活動

3-1 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。

（評価結果 ☒ ・ 否）

我々の生活に必要な自動車は日々進化している。それを安全、快適に使用するためにはメンテナンスが必要でありこの技術を習得するために基礎から高度な技術へと順序を踏んだ習得が不可欠であるとの教育方針に沿って、2 級自動車整備科（自動車整備士コース、2 輪自動車整備士コース）の上に 1 級自動車整備科を設け、4 年間で高度な実践と理論を確実に学び、プロとしてより高いレベルに

到達できるよう配慮している。 ヒューマンスキルに優れ、広い視野を持った自動車整備士養成の理念の基に年2回開催する教育課程編成委員会でカリキュラム編成、実施の改善を的確、確実に進めている。

3-2 教育目的、目標に沿った教育課程を編成しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

教育課程に従い順序立てた教育コースを設定し教育内容を組み立てている。また、自動車の進化に合わせ企業とタイアップし、より現実的で即戦力となりうる自動車整備士の育成を定めた教育課程によって行っている。具体的にはハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車など次世代自動車の構造や動力源、燃料が変貌すること、また、電子制御の重要性など最新の情報を学生に伝えるべく企業と連携し講義や教員への技術研修会を開催して教育課程の編成、実施方針を定めている。さらに卒業後即戦力となるように人間関係を良好に保つための指導教育を行うと同時に人との対話の仕方、接し方の常識教育を重点として行っていることも特徴である。

3-3 成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

各科目の指導計画に沿って平常点や定期試験、小テスト、出席点の評価基準を明確にして適切な評価を行っている。各科目に指導計画書、実施報告書が整備されており最終的に校長の点検、評価を受けるチェックシステムがとられている。また、国土交通省の設置基準に則り2年間でトータル1,800時間以上の教育時間及び各教科の教育時間を厳守し、各学生の修了認定基準としているとともに定期試験の内容も基準に適したものとなっている。

3-4 目標とする資格・免許は教育課程上で明確に位置付けているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

1級小型自動車整備士、2級ガソリン、ジーゼル自動車整備士、危険物取扱者、ITパスポート、運行管理者、職業訓練指導員資格などの国家資格を取得させており、一般資格も多数受験取得させている。その中には福祉車両取扱士の資格を取得させるなど今後の社会を見据えたものもある。これらの資格は、学校における教育、指導なくしては取得が難しく教育課程内に明確に位置付けしてバランス良く指導していることがうかがえる。

3-5 資格・要件を備えた教員を確保しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

教員は、校長以下18名が教育に当たっておりそれぞれが国土交通省の定める指導員資格を満たしている。特に半数以上の教員が1級小型自動車整備士であることは自動車の進化を考えたとき必要不可欠なものであり、多くの教員が資格

を持つことによってより良い指導が行える。自動車の整備は機械整備から電子整備に大きく変化しており、電子制御システムを学生に指導する時代となっている。前身である電気短期大学の教育ノウハウを自動車整備教育に活かす工学博士の教員を配置しているのも強みであり特徴である。

4. 学修成果

4-1 就職率の向上が図られているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

担任の指導だけでなく専任教員2名が常駐する広いスペースと多くの資料を備えるキャリアセンターを持ち、「人間力」を持つ卒業生を輩出すべく時代に即した資格を取得させ整備士の新たな仕事領域を増加させて人材育成を通じ就職率向上を図っている。また、卒業生の中から選抜し実体験を学生に話してもらい講座を実施し、就職先と学生の希望とのミスマッチを防ぐ施策の実施並びに社会教養学やキャリア教育、しつけ教育などのカリキュラムにより就職率の向上と早期退職者の防止に力を注いでいる。これらの取り組みから就職率は毎年100%を維持している。

4-2 資格・免許取得率の向上が図られているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

各資格の取得状況（合格率）を取得時期別に把握するとともに各資格試験の試験問題をデータベース化し合格率の向上を図っている。また、自動車整備士養成校にとって最も重要な自動車整備士国家試験については、JAMCA 主催の全国統一模試を学生に受験させ成績優秀者を表彰するなどして合格率向上を図っている。また、就職した整備士試験不合格卒業生に対し仕事が休みの日に学校において補習及び再教育を実施し合格率向上を図っている。

4-3 卒業生の社会的評価を把握しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

就職指導担当のキャリアセンター長が卒業生の就職先を訪問して、職場での活動状況や問題点などのヒアリングを行い現状の把握に努めている。また、1級自動車整備士課程の学生がインターンシップに行く場合、その状況や評価を調査し確実に状況を把握している。このとき企業の側からの意見として、採用の難しい現在、学校に対して学生、卒業生の良い点を聞かされることが多いため情報の取得方法について検討を行っているなど非常な努力を続けていることが評価される。取得した評価に対して体系的なまとめやドキュメントの作成が実施されるとなるとお良いと考えられる。

5. 学生支援

5-1 就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

各担任が進路指導を行っているほか、専任職員2名が常駐するキャリアセンターを有し的確に機能させている。キャリアセンターは、「学生各自が納得する進路指導・活動を実施し、ミスマッチなく希望する進路に進める」ことをポリシーとしてうたっており、学生は企業の情報収集や履歴書の書き方などの指導を受けスムーズに就職活動ができている。また、就職だけでなく進学を希望する学生も存在するのでそれらの指導も併せて行っており学生側は安心して進路指導を受けることができている。

5-2 退学率の低減が図られているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

中途退学の問題は、学生自身の将来を考える観点から由々しき問題である。退学理由は、勉学の習熟度や進路、家庭問題など多岐にわたっている。そのため学生一人一人に対してていねいに根気良く指導をする必要がある。本校では、クラス担任を軸とする出欠管理や欠席者に対し即座に対応する指導が行われている。問題が発生した場合には学生と担任の相談はもとより担任から学校への報告が行われるほか、担任から保護者への連絡、報告、相談が行われている。また、定期試験後、担任からのコメントと成績を各家庭に発送するなどして問題を早期に解決する努力がなされており、これらの行動を即座に実施することで退学率の低減を図っている。

5-3 学生相談に対する体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

殆どの学生には困ったことが発生したとき相談しやすい人と相談しにくい人物が存在する。常時担任が相談相手では問題解決の方策が一定で、解決に結び付かないことも起こりうる。すなわち学生は、様々なポストの人に相談できるシステムが必要となる。本校では担任だけでなく教科担当者や職員、キャリアセンター職員など気軽に相談しやすい複線環境が存在し、対応している。

5-4 学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

受験時から修学に至るまで様々な奨学金制度、学費サポート制度が準備されている。例えば、学業、人物ともに優秀な学生と認定した場合に付与する特待生制度や両親、兄弟、姉妹が本校、グループ校の卒業生、在校生の場合に付与する親子兄弟姉妹奨学金制度、女子入学性を支援する女子奨学金制度、日本学生支援機構が貸与する日本学生支援機構奨学金、国の教育ローン、九州労金の教育ローン、受験料軽減などの制度があり充実している。学生は、これらの制度

を利用することで経済的支援や帰属意識（ロイヤリティ）向上に寄与すると考えられる。

5-5 保護者との連携体制を構築しているか。 **（評価結果 ☒ 可・否）**

学生指導にとって保護者の役割は非常に大きなものがあり、その協力なくしては学校運営が円滑に進まない。その意味で学校にとって保護者の指導、教育は必要不可欠である。そこで成績通知や進路指導における保護者の考え方や希望を聞き取るために最低年1回の保護者面談を実施しており齟齬をきたさないように努力している。この場合、熱心で理解度の高い保護者の出席率は良いが、学校側が来てほしいと考える保護者は逆の傾向にあることが多いが、担任と保護者の日頃の連携を密にするなどその対応策も構築されている。

5-6 卒業生への支援体制を構築しているか。 **（評価結果 ☒ 可・否）**

学校として組織的なフォロー体制はないが、過去の担任と卒業生の絆の強いことを利用して退職者の相談や新規職場への就職あっせんなどを実施している。また、就職後の中途退職者が学校に相談を持ち掛けた場合は、キャリアセンターがその処理に当たっている。一般的に新入社員の就職後3年間の退職率は30%を超えていると言われていたが、本校の卒業生はそれを下回り定着率が良い。今後は本項の重要度はますます高まるものと考えられ、卒業生の動向調査や社会での活躍状況を把握し、必要な支援体制の具体的な構築を進めることが望まれる。

6. 教育環境

6-1 教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。 **（評価結果 ☒ 可・否）**

文科省や国交省の法的設置基準をクリアしていることはもちろん、それらを上回る教材が準備されている。また、短大が前身であるためグラウンドや食堂などの付帯設備が充実しており素晴らしいものがある。特に電気実験室に備えられた電気・電子の実習教材が充実している。しかし、前述のように今後自動車は、電子制御システムの利用が大幅に増加してゆくのでこれに対応した教材を今後も充実してゆくことが本校の特徴化につながるものと考えられる。

6-2 学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。 **（評価結果 ☒ 可・否）**

インターンシップについては参加学生の学内報告会を開催し、その内容は企業の仕事、整備に対する考え方や学校で学んだことに対して至らなかった点や苦労したことなどを卒直に報告してもらい他の学生のためになるように配慮して

いる。将来に向けてタイとの連携を模索して、学生に対し実習場での実車を利用した実践的英会話教室の実施や教員への英会話教室を開催するなどの努力をしている。世界はますますグローバル化して行き、特に自動車はその傾向にあることから今後は国内で通用する整備士というだけでは応用力にかけるため、これらの試みは有益であると考えられる。

6-3 防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

防災マニュアルを完備し、幼稚園を含めたキャンパス全体の訓練を消防署と連携して防災訓練を実施している。今後東海地震や南海トラフ大地震が非常に高い確率で発生することが予測されており、その被害は経験したことの無いものが想定される。その意味で学校における防災訓練は非常に重要で自分自身を被害から守ることは当然であるが、専門学校の学生は幼児から老人までの世代を考えると最も頑健であるので自身の安全が確保できたら積極的に他の人の救助に邁進してもらいたい。

7. 学生の募集と受け入れ

7-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。

(評価結果 ☒ 可・否)

学生募集活動は、県の専修学校各種学校協会連合会や高等学校進路指導研究会による取り決め事項を順守し適切に取り組まれている。高等学校には代理店主催の高等学校ガイダンスへの出席、進路センター長による高校訪問を行い、教育内容・試験・就職実績の情報提供を行っている。またパンフレット・ホームページ・フェイスブックでの情報公開、複数回の学校見学活動も実施している。また国交省による運輸支局による高校訪問が行われており、その活動に合わせ自動車整備士の社会的使命等についても情報提供を行っている。

7-2 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。(評価結果 ☒ 可・否)

入学選考については、学則等に規定され募集要項にも明示されており適切に運営されている。また合否判定は校長を中心とした入試判定会議により、複数の目を通した決定がされており公平性も確保されている。また毎年の出願者数、受験者数、試験結果、合格者数等の入学選考に関する情報についても蓄積されており、翌年の入学選考や入学後の教育に活かされている。

7-3 経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

学納金は経費等を基礎に算定し、自動車整備士養成施設の学納金水準・物価の動向等により妥当性を検証し、理事会・評議委員会の承認を得て決定されている。また入学者・在校生から徴収する学納金は学生募集要項に明示している。入学辞退者に対する入学金を除く学納金の返還についても学生募集要項で明示され適正に処理が行われている。

8. 財務

8-1 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

債務も負担しておらず基本的に財務基盤は安定している。また会計監査も監査法人により行われており適切に運用されている。今後の課題として自動車整備養成校全体の課題である入学生の減少による収入減があげられるが、今後の学生増加策については自校独自の活動に加え、国交省の関係する活動や JAMCA (協会) の行う活動にも積極的に参加し対応を行うとともに今後の対応策の検討も行っている。

8-2 教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

本校では「ヒューマンスキルに優れる自動車整備士をモットーに広い視野を持った整備士養成」という教育目標の実現を目指し「自動車技術の進歩に対応した企業と連携した教育の強化」「対人関係の指導」等の重点項目を中心に計画・予算を策定し実施している。また国際交流という将来構想を建て実施を検討している。単年度計画・予算で必要な事業は問題なく遂行されているが、今後中期計画策定の検討も望まれる。

8-3 私立学校法及び寄付行為に基づき適切に監査を行っているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

私立学校法及び寄付行為に基づく監査の重要性については十分に認識し、内部監査及び監査法人による監査を適切に実施し、理事会及び評議委員会に報告を行っている。また監査法人とは監査を通じ財務・学校運用上の意見を聴取し、翌年以降の学校運営に活かしている。

8-4 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

財務情報は、学校法人ぜんりょう学園のホームページに資金収支・消費収支・貸借対照表・財産目録を掲載しており常時閲覧でき適切に運用されている。

9. 法令等の順守

9-1 法令や専修学校設置基準等を順守し、適正な学校運営を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

文部科学省の学校教育法・専修学校設置基準及び国土交通省の自動車整備士一種養成施設の指定基準を順守し適正な運営が行われている。教職員に対するコンプライアンスの順守・ハラスメントの防止については、職員会議等を通じ徹底を図っている。また不正改造車の排除については、学生の車両点検・チラシの配布、講話の実施等により徹底を図っている。

9-2 職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

教育課程編成委員会は、自動車整備士として必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため自動車業界の企業・業界団体等で構成され適正に運営されている。委員会での検討事項は、学校内に公表しカリキュラムの改善に活用している。企業と連携し1級自動車整備士課程は「体験実習」、2級自動車整備士は「自動車整備作業」を実施し最新技術の導入を図っている。また教員についても専門性向上・教育力向上を目指し新技術・スキャンツール等の技術研修・自動車整備の学校に限定した教育力向上のための研修に参加する等学校全体のレベルアップに取り組んでいる。

9-3 学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

個人情報保護規定を設け、部署ごとに個人情報の漏えい防止策を実施している。また教職員に対し個人情報の取り扱いや漏えい防止に関する重要性の啓発や注意喚起を、教職員会議等を通じ行い適切に対応されている。

9-4 自己点検評価、学校関係者評価を適切に行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

自己点検評価は毎年継続的に実施され、教育理念・目標・学校運営・教育活動等個別の項目ごとに課題・今後の改善策が具体的に記載され翌年以降の各項目の改善につなげられており、ホームページ上にも公開されている。また年2回

学校関係者評価も実施され企業・団体との意見交換が行われ、自己点検評価を基に業界等を中心に学校外の関係者から意見を聴取し、翌年以降の学校運営に活かされており、ホームページ上で公開もされている。

9-5 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

職業実践専門課程の別紙様式4により情報の公開を行い、教育内容（授業科目等）・指導（クラス担任・長期欠席者への指導）・就職（就職率・就職先）・中退（中退者数・理由・防止の取組）等の情報をホームページ上で公開している。中退情報等不利益情報も開示している。

10. 社会貢献・地域貢献

10-1 学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

学校が保有する実習場・教室を国の実施する自動車整備士国家試験の会場に提供をしている。また日本英語検定協会の実施する英語検定や自動車教習所のタクシー運転手の適性検査会場として校舎を提供している。市の消防レスキュー隊へ学校教材・車両を活用したハイブリッド車の取扱実技の実施。また高等学校で職業（整備士）に対する理解を進めるための模擬授業等も実施し、今後は中学校の職場体験の実施も予定している。また学園祭で学校を地域に開放し、自動車や整備学校の施設の見学を受け入れ、整備の学校や自動車整備士への理解を深める等色々な形で地域社会に貢献している。

10-2 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

隣接する系列の幼稚園の園児に対する施設見学を学生が実施し、学生達が説明することにより子供達の整備の学校や自動車整備士に対する理解を深めている。

11. 国際交流 （必要に応じて）

日本の自動車関連企業の進出が加速している東南アジアを中心に今後の国際交流を模索している。現在現地の自動車養成校と提携を結び、まず教員の交流研修、その後学生の海外研修の確保について検討中。

Ⅱ 職業実践専門課程認定要件適合評価

総評：職業実践専門課程の下記認定要件については、資料及び運営の報告から適合状況が確認され、運営の状況は良好と判断できる。

自己評価及び学校関係者評価において、改善が求められる事項や社会ニーズに対応し、教育内容のブラッシュアップを常に実践していること。また、卒業時に習得すべき知識・技能を企業からの要望等を考慮し、これに対応する教育カリキュラムを設定している。これらは同校における教育方針に基づいた教育が的確に実施されていることを示しており評価できる。

- ① 修業年限が二年以上であること。
- ② 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」と言う。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程を編成していること。
- ③ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を実施していること。
- ④ 総授業時数が1,700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- ⑤ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施していること。
- ⑥ 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- ⑦ 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ⑧ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

項目別評価

1. 教育課程編成委員会

1-1 教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

委員構成に関しては適合要件を満たし学校、企業、業界と的確に選出されている、また、開催回数に関しても年2回実施され、記録もある。委員会で検討された内容は学内へ公開し、積極的にカリキュラムへ反映させるべく教育課程の改善に組織的に取り組んでいる。

2. 企業連携授業

2-1 企業等と連携した実習・演習等の実施

(評価結果 ☒ 可・否)

就職先企業の協力により、学内での新技術講習の開催、企業に出向いた研修等に学生を参加受講させている。自動車技術の進歩のスピードは速く、学内で学ぶ基礎教育に加えて社会で取り入れられている新しい知識・技術の学習に役立っている。企業側の事情もあり、学生全員が共通した研修を受講するに至っていないところが課題としてあり、年間計画において教育課程の中に取り込む調整を進めている。

3. 企業連携教員研修

3-1 企業等と連携した組織的な教員研修の実施

(評価結果 ☒ 可・否)

就職先企業の協力により、新技術講習に教員を参加させている。また、学校協会(JAMCA)の教員研修にも毎年積極的に参加させている。自動車新技術の修得をする意識が高く、教員の1級整備士資格取得率が高いことにも表れている。

4. 学校関係者評価

4-1 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表

(評価結果 ☒ 可・否)

学校関係者評価委員会は、委員構成・開催回数等の適合要件を満たし開催され、自己点検評価の内容や事業計画に対して意見を取り入れている。また、その内容はHPにて公表されている。幅広い意見を聴取するために委員の構成や人数を今後再考されるとさらに充実した評価委員会の活動につながるものと思われる。

5. 情報公開

5-1 ホームページにおける情報提供

(評価結果 ☒ 可・否)

自己点検評価結果、学校関係者評価委員会議事録等について最新の情報が、HPに情報公開されている。職業実践専門課程の報告様式についてもHPにて公開し、適切な更新を行っている。

Ⅲ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価 (分野別評価・機関評価に相当)

総評：道路運送車両法の目的(第一条)を果たすための人員育成するために制定された一種養成施設指定基準に則り、教育環境（設備、教育時間、指導員等）がしっかりと整えられているか、また、実施されているかについて、ほぼ3年に1度国土交通省が下記内容の監査を実施されており、その結果として適切に運営されていると認められている。また、設備の変更、教育内容の変更等が発生した場合の変更届、毎年教育内容（国家試験の合格率、教育時間数、学生数等）についての実施報告書も正しく提出されている。

同校における自動車整備技能登録試験の合格率（平成27年）は1級自動車整備士 88.2%、2級自動車整備士 100%、同校の特色である福祉車両取扱士資格取得は97%と高い合格率が見られる。

以上について、関係書類、記録等にて確認できたことから、社会のニーズに適応する優秀な自動車整備士の養成を適切に運営している学校であることが認められる。

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像

1-1 道路運送車両法 第1条に基づき自動車整備士の養成を目的としているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

学校の教育方針及び育成する人材については、道路運送車両法の目的である自動車整備技術の向上を図ること、社会の要望に添える整備士の養成を目的としている。

目的の達成のため、国が定めた自動車整備士養成等の指定基準に適合した施設・教育者等を整備していることにとどまらず、燃料電池自動車等の新技術に対応した教育等の実施を通じて、社会福祉に貢献でき、かつ、社会のニーズを達成できる整備士の養成に努めている。

2. 学校運営

2-1 1. 養成施設の沿革及び学校の組織図、2. 学則又は規則及び細則（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：1. 2. に基づき運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

自動車整備士養成施設の指定を受けた同校においては、定期的に実施される国自らの監査により、申請書等に記載されている整備士養成に係る課程の種類、

修業年限、1 教育時間単位、当該課程修了及び成績判定基準等について、規定集により基準に適合しているかの確認を受けている。

また、教育実績等によりその運用が適切に行われ、学校の教育方針にあった整備士の育成がされているかの確認もを受けている。

3. 教育活動

- 3-1 6. 教育科目別時間配分表（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：6. 7. に基づく教育内容で運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

教育科目については、自動車整備士養成施設の指定等の基準により、教育する課程によりその教育すべき科目や必要とされる教育時間等が詳細に決められている。

これに基づき、学校の特徴である電気関係に係る授業の充実、福祉車両取扱士の取得、運行管理者の資格取得等を加味した養成課程別教育科目について、教育時間・教育概要が設定されており、これらは教育方針を踏襲したものであり適正であると確認されている。

- 3-2 教育計画（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：6. 7. に基づく教育内容で運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。 I - 2 - 2 教育計画(2 級)

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、養成課程ごとに求められている整備士の知識・技能が定められて、養成施設においては養成する整備士ごとの整備技術についての知識・技能の習得が義務付けられており、これを達成する教育計画の策定を求めている。この知識・技能が確実に習得されているか否かを確認するため、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において行う「評価実習」等を実施し、高等整備技術についての知識・技能の習得の担保としている。

同事業場における確認も確実に行われていることが、国の監査により確認されており、同校における教育計画が適正なものと確認されている。

- 3-3 7. 教育計画表（部長 基準取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：7. の基準に基づく教育内容で教育計画表を作成し、それによって運営され国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

3-2 の通り、養成施設においては養成する整備士ごとの整備技術についての知識・技能の習得に必要な教育計画の策定を求めている。この教育計画を基として、同校の特色である電気関係に係る授業の充実、福祉車両取扱士の取得、運行管理者の資格取得等も含めての詳細なシラバスを策定し、社会が整備士に求めている知識・技能の習得に向けた教育を行っている。

なお、策定されたシラバスが、国及び社会が求めている整備士に不可欠な知識・技能を与えることができる教育であることは国の監査により確認されている

3-4 2. 学則又は規則及び細則（部長 業務通達第 4 養成施設の報告）の基準に基づき教育実績が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の設立時に申請された学則又は規則及び細則により、1. 当該施設の位置 2. 施設の名称 3. 課程の名称 4. 各課程における養成定員 5. 修業年限又は入学時期及び卒業時期並びに昼間、夜間の別 6. 入学資格 7. 休日及び休業 8. 始業、就業時間及び 1 教育単位時間 9. 当該課程修了の教育時間 10. 成績判定基準 11. 卒業証書及び卒業証明書の様式 等が確実に履行されているか。また、前記について変更等があった場合は変更届の提出を求めているが、この届け出が確実になされ、かつ、それに基づき適正に実施されているかを国の監査により確認されている

3-5 4. 教育を行う者(指導員)の一覧表(部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類)：4.5 に基づく教育の資格及び配置により運営し、国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

教育を行う者の資格等については、自動車整備士養成施設の指定等の基準により、養成する整備士の種類により学科又は実技指導員の資格が定められており、それぞれの指導員の卒業資格、教師の資格、取得している整備士の種類等を証明するものを保有しており、国の監査により指導員の資格等について確認されている。

なお、各指導員は担当する教科にかかる、新技術の取得に努めており、企業が開催する新技術の講習会への参加、関係団体が主催する勉強会に積極的な参加が見られると共に、学校内での研修会において講習等の受講者が教師となり、全ての指導員に新技術の構造等を伝授し、指導員のレベルアップを推進している。

4. 学修成果

4-1 養成施設の報告書（部長 業務通達第4 養成施設の報告）の基準に基づき資格合格率等が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、年度ごとに養成定員と実績人員数、計画教育時間と実教育時間及び自動車整備技能登録試験の結果等について報告を各運輸局に行っている。

これらにより、自動車整備士養成施設として適切に運営がなされているか、又は、社会等が求めている整備士が養成できているかを毎年確認されており、同校における自動車整備技能登録試験の合格率（平成27年）は1級自動車整備士88.2%、2級自動車整備士100%であり、優秀な自動車整備士養成施設と判断できる。

6. 教育環境

6-1 必要設備等一覧表（局長通達 教場、必要設備等一覧表）の基準に基づき資格合格率等が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、1. 学科教習又は実技教習で使用する教室や実習場における生徒一人当たりの面積、2. 実習で使用する教材、作業用機器、計測機器、検査用機器、3. 使用される教科書 等について明確に規定されており、これらの設備等が規定に適合しているか国の監査により確認されている。

さらに、新技術に対応するための教材等の導入がなされ、整備士の養成に使用されているかも調査されており、同校においては積極的に導入を進めると共に独自の教材の作製により、優秀な自動車整備士の養成に努めている。

9. 法令等の順守

9-1 道路運送車両法的一种養成施設設置基準に基づく学校運営を行っているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準等の関係法令については厳守されており、適切に運営がなされていることは監査において確認されている。自己評価及び学校評価も確実に行われており、その結果についても同校のホームページに公

開されている。個人情報保護について、同法に係る学校独自の規定は整備が遅れているものの、職員に対してその取り扱いや漏えいに対する注意喚起は徹底されている。これらのことから、確実に法令等の順守がなされている

IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 (分野別評価に相当)

総評：当該校の卒業生はほぼ 100%自動車業界に就職している。自動車整備士の資格は仕事を遂行するため、また自動車の専門知識を取得していることを認められる唯一のライセンスとなる。従って、卒業後行われる国家資格試験は確実に合格する必要がある、在学中にその実力をつけておかなくてはならない。さらに自動車整備専門学校は、就職業界が明確であるがゆえに求められる専門知識やその期待も高く、採用企業である自動車関連会社との密接な情報交換がされている。これら資格取得や就職、企業連携等については、自動車整備分野特有の教育の特徴があり、その質を高めることは分野別の特徴化を図ることにもつながるものである。

当該校は、各企業から信頼される質の高い卒業生を輩出するために教職員の専門性の向上やカリキュラム編成の検討に向け明確な方針に基づいた諸規定の設置やそれを運営する組織など非常にきめ細かい対応がなされており、積極的な取り組みをしていることが確認できる。その結果として企業からの求人数も年々上昇する一途であり就職率も 100%が維持されている。また、2 級課程及び 1 級課程のカリキュラム編成や国家試験対策授業に工夫が施され毎年 2 級課程においては 100%近い合格率を保持し、1 級課程においても全国の平均値を大きく超える合格率を挙げている。

就職率及び資格合格率が高い水準で維持されていることから、方針に基づく組織運営が安定的に行われていることがうかがわれる。自動車整備分野の教育の質保証に対しては、取り組みの成果・結果だけではなくそのエビデンスを具体的に公開することが必要であるが、当該校は公表できる内容が多くありながら、まだ公表されていないところも見受けられた。今後はそれらをより整理し、校として努力している特徴的な取り組みを積極的に公開し、社会の信頼を高めたい。また、卒業生の社会での貢献度もこれから積極的に調査を行うなど、教育の成果をより明確にすることを期待したい。

項目別評価

3. 教育活動

3-1 教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ ・ 否)

学生の主たる就職先企業である各種メーカーの販売会社(自動車ディーラー)では、自動車の新型車の発表に合わせて内外で新技術・新機構の講習が開かれている。また学校協会(JAMCA)でも、会員校の教員に対して自動車技術や教育指導スキルの向上を目的とした研修会が開催されている。

この校の教員は定期的にこれらの研修に積極的に参加するよう事業計画が組まれており、自動車整備教育に現在必要とされている知識・技術の習得に努めている。さらに、1級課程の教育には国交省の指定基準で1級整備士資格を取得した教員が必要となるが、2級課程のみを担当する教員に対しても1級取得を奨励し、現在その必要数を超え全教員の2/3の教員が1級国家資格を取得している。これらの点からも当該校は、教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みを行い、成果を上げていると判断できる。

3-2 教育の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムにおける特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ ・ 否)

授業について、各科目の担当教員が指導計画を作成し、校長に提出することで、時間割だけではなく、詳細な教育計画が共有されている。さらに授業終了後には、各教員が実施報告書を校長に提出することにより授業の進度、内容についてその達成度が確認されている。このように教科担当だけではなく、教務課長、校長まで組織的に情報共有し、P-D-C-Aが回されることにより授業改善に努めており、教育内容の質向上に向け積極的な取り組みが行われていることが確認できる。

4. 学修成果

4-1 国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果 (評価結果 ☒ ・ 否)

卒業式後に行われる国家試験の100%合格を目指し、協会(JAMCA)の全国統一模擬試験を活用し、学内でも問題のデータベース化を進めるなど、受験対策の質を上げている。教員の努力により、過去出題問題だけではなく教科書に沿った応用問題を多く作成し、学生に展開することで、習熟度や自信の向上につながっている。その結果、実績としても2級課程では100%をキープし、1級課程においても全国平均を大きく上回る実績を挙げている。

4-2 就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

「進路支援センター」を設置し、過去の就職状況、現在の求人情報(企業情報)、内定の状況等を学生に開示し、また常駐の職員が個別の相談に対応できる環境を整えており、学生が安心して自分の進路を決めそれを導く体制ができている。担当者や窓口の配置だけではなく、情報を紙媒体やネット等でより学生が迅速にキャッチしやすいシステムを構築している点が評価できる。

0. その他

0-1 その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

高齢化社会に向け、各ディーラーでは、福祉車両のラインナップも多くなり、専門知識を持った整備士が必要とされている。当該校においては、全国でも珍しく、学生への教育内容の中に福祉車両の取り扱いや整備に対する経験をさせている。また、資格の受験をさせ社会に出てからの整備技術に対する付加価値を付けている。

【読売自動車大学校】

総評

- 1) 自己評価、学校関係者評価については、委員の構成も卒業生・保護者・地域・業界とバランスのとれた構成であり、年間2回の委員会の位置付けも明確である。その後の改善についても諸規定の会議規定の中に規定されている毎月の定期会議でPDCAを回し、優先順位を付け前向きに質保証・向上への取り組みが行われている。
前年の評価で2点であった項目、3点評価から今年4点評価になった項目について、どのように対策を打って、その結果、今年の評価がどうなった、という関連付けが明確であるとなお良い。
規定等も整備されておりハラスメント・コンプライアンスに関し「読売理工学院ハラスメント防止規定」「読売理工学院公益通報者保護制度」、個人情報保護に関しても「情報管理委員会・規定」を設けており前向きな取り組みが行われている。
- 2) 自己評価及び学校関係者評価において、改善が求められる事項や社会ニーズに対応し、教育内容のブラッシュアップを常に実践していること。また、卒業時に習得すべき知識・技能を企業からの要望等を考慮し、これに対応する教育カリキュラムを設定している。これらのことは同校における教育方針に基づいた教育が的確に実施されていると判断できる。
- 3) 自動車整備士の養成施設に関しては、国土交通省が所管する道路運送車両法等関係法令に基づき自動車整備士養成施設として認められている。また、同施設には国土交通省自らが定期的に監査を実施し、指定基準等を満足していない事実が発見された際には是正命令等が発出され、その改善を求められている。
前回の監査において国からの指摘事項がなかったことから、自動車整備士養成施設としての基準が順守されていること、新技術にかかる教育が導入されていること及び社会ニーズ対応した自動車整備士養成が実践されており、これらについて評価できる。
- 4) 卒業生はほぼ100%自動車業界に就職し、自動車整備士の資格は仕事を遂行するため、また自動車の専門知識を取得していることを認められる唯一のライセンスとなる。
従って、卒業後行われる国家資格試験は確実に合格する必要がある、在学中にその実力をつけておかなくてはならず、教育課程や国家試験対策授業に工夫をしている。就職業界が明確であるがゆえに求められる専門知識やその期待も高く、この校は質の高い卒業生を輩出するために明確な方針に基づいた諸規定の設置やそれを運営する組織など非常にきめ細かい対応がなされており、安定的な運営がなされている。
以上のことから、自動車整備士養成の大学校として、確実な教育・運営がなされているものと評価する。

評価結果

I 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）

総評：自己評価、学校関係者評価について誠実に実施されていると判断する。

本学院は設立趣意書に、「働きながら学ぼうとする勤労学生の希望と時代の要請に奉仕するためには、大学と工業高校の中間に行く徹底した実技教育を目的とする」と定め、積極的に企業等との連携を図り、自動車ディーラー・整備振興会の外部関係者と一体となって各年度において時代に即応したカリキュラムの改善・検討が進められている。このように業界の意見を聴取し改善を図ろうとする真摯な姿勢は、誠実な自己評価を醸成することとなり、かつ教育水準の向上につながるものと考ええる。

自己評価については平成 16 年度から取り組みが行われており、この間 10 年を超える実績と経験を踏まえて誠実に自己評価が行われており、またさらなる評価の向上を目指して不断の努力がなされていることがうかがえる。

学校関係者評価委員の構成については、卒業生・保護者・地域・業界とバランスのとれた構成となっており、年間 2 回の委員会の位置付けも明確である。この委員構成の内、業界からは技術部門と人材開発部門からそれぞれ評価委員を選任して視点の違った立場からの評価を得る努力がされていることが評価される。また、その後の改善については、諸規定の会議規定の中に規定されている毎月の定期会議で PDCA を回し、優先順位を付け前向きに質保証・向上への取り組みが行われている。

規定等も良く整備されておりハラスメント・コンプライアンスに関し「読売理工学院ハラスメント防止規定」「読売理工学院公益通報者保護制度」、個人情報保護に関しても「情報管理委員会・規定」を設けており前向きな取り組みが行われている。

積極的に留学生を受け入れている一方、海外研修派遣制度を設け、オーストラリアの姉妹校へ語学研修に在生学生を選抜派遣するなど、自動車産業がグローバル化された現在、特徴的な本制度については HP やパンフ等で積極的に PR されたら良いと思われる。前年の評価が 2 点（やや不適切）であった項目について、どのように対策を打って、その結果、「今年の評価がどうなった」という関連付けが明確に示されるとなお良いと思われる。前年より評価が上がった場合は、前年とは違った対策があったわけであるので、その具体的な対策とその効果の様子を記録にとどめておくことで、今後、他の項目の評価を向上させる計画の策定に有効なヒントが得られると思うからである。また、前年 3 点（ほぼ適切）評価から今年 4 点（適切）評価になった項目については、もっと積極的に成果として PR する方が良いと思われる。

また、今後の課題としては、1 級課程と 2 級課程で評価点の整合性がとれていないケースが見受けられるので調整が必要と思われる。

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

理念及び目標は、学校の設立趣意書に明記されておりその中で「働きながら学ぼうとする勤労学生の希望と時代の要請に奉仕するためには、大学と工業高校の中間に行く徹底した実技教育を目的とする」と定め、これを具体化するため別途読売式メソッドを制定し、教育の柱として人間力・基礎学力・専門力・資格取得力・就職力を掲げ、学生の指導に当たっている。また、日々の教育活動にこの目標を定着化する目的で、学科の教育目標を標語として学生便覧に掲載している。さらに、職業実践専門課程の活動の中、教育課程編成委員会では、業界ニーズを教育内容に反映させるなどの対応を考える等、建学の精神に沿った意欲的な取り組みが行われている。

1-2 学校の特色は何か。 (評価結果 ☒ 可・否)

読売新聞社グループの学校であることから、新聞配達業務を行いながら学ぶ読売育英奨学生を受け入れるというユニークな制度を持っているが、これは設立趣意書に基づき創立以来45年一貫して続けてきた伝統ある制度であり高く評価される。

「徹底した実技教育」、「科学技術と教養を兼ね備えた人材の育成」の学院設立趣意書の指針のもと、整備士の資格取得を中心に即戦力の人材を社会に送り出す養成機関としての位置付けを改めて確認し明確化するとともに、教職員の質向上を通じた教育レベルの向上を地道に続けている。

1-3 学校の将来構想を抱いているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

平成31年に創立50周年を迎えるのに先立ち、学院の望ましい将来像を描くための理事長直属の「読売理工学院将来構想委員会」を平成24年4月に設立し、将来構想を抱いて経営している。

今後労働力不足が懸念されることから、留学生(現在10カ国を超える留学生が在籍)の受け入れが多くなると予想されるとして、日本語会話力向上指導、留学生相談室を設置するなどの積極的な対応が進められている。

2. 学校運営

2-1 理念等に沿った運営方針を定めているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

今年度、創立45周年を迎え読売メソッドを制定し、理念に沿った運営を行うことを定めている。本制度は学院の社会的役割や教育理念に基づき、5つの柱を掲

げて教員が個々の学生に対し丹念な教育を実践するもので、担任制を敷き責任体制を明らかにしている。

2-2 理念等を達成するための事業計画を定めているか。(評価結果 ☒・否)

理念を達成するために3ヵ年計画を定めることが規定で明確になっている。この計画の達成確認を行う中で、経営の点検及び業務の見直しを随時進め、年度ごとの事業計画に反映している。

2-3 設置法人は組織運営を適切に行っているか。(評価結果 ☒・否)

事業計画を実行するために組織運営を適切に行っていることが規定で明確になっている。

学校運営の安定を図るため、経営トップと教職員との意思疎通を積極的に進め、同系列校の教職員による合同教職員会議を毎月開催し、学院の現状などについて情報交換を行っている。また、この合同教職員会議の一週間後に、校長・学科長等による管理運営に関する会議も行っている。

2-4 人事・給与に関する制度を整備しているか。(評価結果 ☒・否)

65歳の年度末までの再雇用制度を導入し、昇給制度も見直すなど制度を整備している。

教育の質の向上を図る観点から新技術の修得が必要であるので、教員に対する企業主催の新技術に関する研修会・講習会に参加させるとともに、企業連携による様々な教職員研修を積極的に実施している。

2-5 意思決定システムを整備しているか。(評価結果 ☒・否)

組織運営を適切に行うために意思決定システムを整備しており、規定で明確になっている。

校長直属の委員会として、教務委員会・学生委員会・就職委員会・広報委員会等が設置され、それらからの提案が校長、学科長による管理運営会議で決定されている。

2-6 情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。

(評価結果 ☒・否)

教職員の総務的情報だけではなく、学生の履修達成に関わる出席、成績の管理についても情報システム化に取り組んでおり、全ての情報を電算センターで一括管理している。進路指導面においても、平成21年度から求人票検索システムを導入し学生がスマートフォン等から求人票を検索できる体制としている。

3. 教育活動

3-1 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

理念に沿った教育課程の編成方針・実施方針を定めており、具体的には「徹底した実技教育」、「科学技術と教養を兼ね備えた人材の育成」を教育理念、目標に掲げている。日々の教育活動はこの目標を定着することを目的として学科の目標を学生全員に配布する「学生便覧」に掲載している。平成26年度にこれらの教育目標を具体化し明確化するために「読売式メソッド」を制定するとともに教育課程編成委員会で様々な問題を検討し今後の教育成果に対する評価をより明確に実施可能な体制を確立している。

3-2 教育目的、目標に沿った教育課程を編成しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

常に時代の要請を見据えた教育課程により読売式教育メソッドを制定し「人間力」「専門力」「就職力」「資格取得力」「基礎学力」の5本柱を明確にして教育を実践している。「基礎学力」を充実させるため基礎的な数学と物理の理解力を向上させる目的で入学前に通信教育(大学受験教育業者に委託)を行っている。また、「専門力」を養うため様々な教育を行っているが1級課程の学生には板金塗装実習を行っているのが特徴的である。さらに1級課程の卒業生の具体的な人間像として「自動車販売会社におけるサービスエンジニアの7年制」を設定し、それに向かって充電設備設置技術(電気工事士資格)を取得させるなど13の具体的能力を備えるべく教育方法を編成している。

3-3 成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

各科目の指導計画に沿って定期試験その他の評価基準を明確にして適切な評価を行っている。

また、国土交通省の設置基準に則り2年間でトータル1,800時間以上の教育時間及び各教科の教育時間を厳守して、修了認定基準としていたとともに試験の内容も整備を学ぶものにとって基準にかなったものとなっている。

3-4 目標とする資格・免許は教育課程上で明確に位置付けているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

1級小型自動車整備士、2級ガソリン、ジーゼル自動車整備士、2級2輪自動車整備士、電気工事士、危険物取扱者、職業訓練指導員資格などの国家資格を取得させるとともに、一般資格はガス溶接やソーシャル検定、低圧電気講習、CNG自動車点検整備責任者、有機溶剤作業主任者、中古自動車査定士など校内

で試験や講習が行われ有利に取得できる体制をとっている。中には希望者のみが受験するものもあるため全員が取得できれば「専門力」が高められるであろう。

これらの資格は、学校での教育、指導なくしては取得が難しくが教育課程内に明確に位置付けして取得可能なように指導している。

3-5 資格・要件を備えた教員を確保しているか。 (評価結果 ☒ ・ 否)

教員は、校長以下専任教員が 19 名、兼任教員 10 人、総数 29 名が教育に当たっておりそれぞれが国土交通省の定める指導員資格を満たしているとともに専修学校設置基準等関係法令に定める要件を有している。専門的教員資格として多くの教員が 1 級小型自動車整備士であることは自動車の進化を考えたとき教育実施が円滑になるであろう。

さらに自動車の整備は機械整備から電子整備に大きく変化しており、当該専門学校は、学生に電気工事士の資格を取得させていることからもうかがえるように電子制御システムを学生に指導するため PC の基礎をわきまえプログラミングや 2 進法などを学生に教授できる教員が確保されていることがわかる。

4. 学修成果

4-1 就職率の向上が図られているか。 (評価結果 ☒ ・ 否)

就職指導担当者を 3 名配置するなど体制を充実し、きめ細かな指導を行うため担任が模擬面接や履歴書作成の指導などを実施することにより就職率向上を図っている。

平成 21 年度から求人票検索システムを導入しており、学生はスマートフォンで求人票を検索でき、就職指導並びに学生の就職活動が円滑に実施できている。学生がより使いやすくするためにシステムの改訂を毎年実施するなど就職率の向上を図っている。

4-2 資格・免許取得率の向上が図られているか。 (評価結果 ☒ ・ 否)

1 級自動車整備士国家試験の合格率は昨年度に比較すると低下したため、3 年次の学科教育時間を増加して早い時期に学科理解力を向上させる目的でカリキュラムの大幅調整を実施している。前述のように近年基礎学力の低下が見られる学生が多いことから国家試験合格率への影響を考慮して 2011 年より入学予定者に数学と物理の理解力向上を狙って通信教育を受講できる制度を導入している。

4-3 卒業生の社会的評価を把握しているか。 (評価結果 ☒ ・ 否)

就職担当者が卒業生の就職先を訪問し、職場での活動状況や問題点などのヒアリングを行い現状の情報収集に努めている。また、1 級自動車整備士課程の学生

がインターンシップに行く場合、その状況や評価を調査し確実に状況を把握している。

就職先の人事部に卒業生調査を依頼し現況を把握することが必要であるとの認識を持っているのでこれを実現してほしい。取得した評価に対して体系的なまとめを作成するとなお良いと考えられる。

5. 学生支援

5-1 就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ ・ 否)

校長直属の就職委員会が設置されており、企業との連絡、調整を本委員会が行っている。

進路指導は3名の教職員が当たっているが、よりきめ細かな指導を行うためクラス担任が基本的な窓口業務を担当している。

平成21年度より求人票検索システムを導入し、学生が所持する情報端末（スマートフォン）などで求人票検索を可能にして就職指導や学生の就職活動が円滑に行えるように配慮している。

5-2 退学率の低減が図られているか。

(評価結果 ☒ ・ 否)

中途退学の問題は、学生自身にとっても重大な問題である。その理由は、勉学の困難さや進路、家庭など多くの問題がある。そのため学生一人一人に対してきめ細かく、根気強く指導をする必要がある。

学生が充実した学生生活を送れるようにクラス担任制が導入されており、あらゆる指導や相談の対応を担当が行っている。これらの体制を利用して即座に行動を起こし退学率の低減を図っている。

5-3 学生相談に対する体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ ・ 否)

学生は個々に様々な性格を持つため、困ったことが発生したとき当然相談しやすい人と相談しにくい人物が存在する。常時担任が相談相手では問題解決の方法が画一的で解決に結び付かないことも起こりうる。すなわち学生は、様々な人に相談できるシステムが必要となる。

当該専門学校では、担任だけでなく教科担当者や職員など気軽に相談しやすい人が多くおり学生の相談に対応している。クラス担任が対応できないときは、二段構えの相談体制として4年前から臨床心理士のカウンセラーを配置し学生のみならず教員の学生指導上の相談指導も行っている。

5-4 学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

受験時から修学に至るまで様々な奨学金制度、学費サポート制度がある。例えば、学業、人物ともに優秀な学生と認定した場合に付与する特待生奨学金制度や読売育英奨学生制度、読売理工学院学費支援制度、入学紹介制度、小林與三次記念育英奨学金制度、校友会特待生制度、日本学生支援機構が貸与する日本学生支援機構奨学金、国の教育ローン、東京都育英資金貸与制度などがあり充実している。また、今年度から文部科学省が新規事業として導入した経済支援事業へ申請を行っている。学生は、これらの制度を利用することで経済的支援が受けられ学生生活を全うすることができる。

5-5 保護者との連携体制を構築しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

学生指導にとって保護者の役割は非常に大きなものがあり、その協力なくしては学校運営が円滑に進まない。その意味で学校にとって保護者の指導、教育は重大な問題である。

そこで保護者との連携を深めることを目的に、成績通知や進路指導における保護者の考え方や希望を聞き取るために入学時と就職指導時に学校の指導体制への理解と協力依頼を目的とした保護者説明会を実施し、その後クラス担任との面談も行っている。

5-6 卒業生への支援体制を構築しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

45年前から学院全体の同窓会組織が設立され、毎年理事会・評議員会が開催されている。学校として同窓生に対して学校新聞を定期的に郵送している。本校の同窓会も設立され、3年に1回同窓会が開催されている。この同窓会組織を通して卒業生の情報が収集できており、特に就職後中途退職した卒業生には学校に相談があった場合は、就職あっせんなどの対応をとっている。

6. 教育環境

6-1 教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

文科省や国交省の法的設置基準をクリアしていることはもちろん、教育上必要な教材が準備されていることは言うまでもない。

学校の安心・安全を最優先し、校舎などの施設等を計画的に改修整備している。平成25年からは本館ビルの耐震工事を実施して学生が学びやすい環境の整備を進めている。また、プロジェクトの天吊り工事を学科教室に追加設置するなど授業に関する改修工事も随時実施している。

教育用具等に関しては、毎年追加・交換を実施して教育の充実を図っている。

6-2 学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

1 級課程についてはインターンシップをはじめ、企業での技術研修などにおいて質の高い企業連携ができています。世界がグローバル化されている中で、特に自動車分野は大きく進化しており電子制御システムが大幅に取り入れられている。学生には国内だけでなく世界を見据えた自動車整備士になってもらいたいため学外教育、インターンシップ、海外研修などを大いに取り入れてもらいたい。

6-3 防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

例年 6 月に消防署と連携して地震、火災の避難訓練を実施している。今後東海地震や南海トラフ大地震が非常に高い確率で発生することが予測されており、その被害は経験したことのないものが想定される。その意味で学校における防災訓練は非常に重要で自分自身を被害から守ることは当然であるが、専門学校の学生は幼児から老人までの世代を考えると最も頑健であるので自身の安全が確保できたら積極的に他の人の救助に邁進すると同時にボランティアの参加も考えてもらいたい。

7. 学生の募集と受け入れ

7-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。

(評価結果 ☒ 可・否)

募集活動は募集活動スタッフによる学校ガイダンス・イベント・模擬授業への参加をはじめ、教員も授業の合間に高校訪問、模擬授業を行っている。高校訪問時には、卒業生の近況報告や現場の教育について情報提供も行っている。また入学前に体験入学や説明会を開催し、車や教員との触れ合い、学校の雰囲気を感じられる場所を提供している。また高校・学生に対する情報提供として資格取得率・就職率等の情報提供も行っており、前向きな取り組み姿勢は評価される。

7-2 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。(評価結果 ☒ 可・否)

入学選考については、学則等に規定され募集要項にも明示されており適切に運営されている。また合否判定は校長を中心とした入試選考委員会により、複数の目を通した決定がされており公平性も確保されている。また毎年の出願者数、受験者数、試験結果、合格者数等の入学選考に関する情報についても蓄積されており、翌年の入学選考や入学後の教育に活かされている。

7-3 経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 (評価結果 ☒ 可・否)

学納金は経費等を基礎に算定し、自動車整備士養成施設の学納金水準・物価の動向等により妥当性を検証し、理事会・評議委員会の承認を得て決定されている。また入学者・在校生から徴収する学納金は学生募集要項に明示している。入学辞退者に対する入学金を除く学納金の返還についても学生募集要項で対象・時期等が明示され適正に処理が行われている。

8. 財務

8-1 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

毎年単年度収支は黒字で推移しており、少子化等による日本人学生の減少もあるが基本的に財務基盤は安定している。また監査法人による監査も行われており適切に運用されている。今後の課題として自動車整備養成校全体の課題である入学生の減少による収入減があげられるが、長い実績に裏付けられた留学生の受け入れ増加などの自校独自の取り組みに加え、国交省の関係する活動やJAMCA（協会）の行う活動にも積極的に参加し対応を行っている。引き続き今後の対応検討も行っている。

8-2 教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

本校では設立趣意書・読売メソッドを基に「徹底した実技教育」「人間性の成長」「技術・知識のレベルアップ」等を目標として掲げ、業界ニーズを反映した教育内容が進められている。例年3ヵ年計画を策定し、単年度の計画では2級課程でハイブリッド車の実習の導入、外部診断器を使用した授業の展開、1級課程の電気自動車等の普及に対応し「第二種電気工事士資格」のカリキュラムへの組み込み等を具体的に計画し予算化・実施されている。また平成31年度の50周年を迎えるにあたり、理事長直属の「読売理工学院将来構想委員会」が設立されている。

8-3 私立学校法及び寄付行為に基づき適切に監査を行っているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

私立学校法及び寄付行為に基づく監査の重要性については十分に認識し、内部監査及び監査法人による監査を適切に実施し、理事会及び評議委員会に報告を行っている。また監査法人とは監査を通じ財務・学校運用上の意見を聴取し、翌年以降の学校運営に活かしている。

8-4 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

財務情報は、学校のホームページに資金収支・消費収支・貸借対照表を掲載しており常時閲覧でき適切に運用されている。

9. 法令等の順守

9-1 法令や専修学校設置基準等を順守し、適正な学校運営を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

文部科学省の学校教育法・専修学校設置基準及び国土交通省の自動車整備士一種養成施設の指定基準を順守し適正な運営が行われている。教職員に対するコンプライアンス順守・ハラスメント防止については、読売理工学院全体でハラスメント防止規定・公益通報者保護規定を設け職員会議等を通じ徹底を図りコンプライアンス担当者も配置している。また不正改造車の排除についても、学生の車両点検、チラシの配布、ホームルームでの啓発指導・法令での授業の実施等により徹底を図っている。

9-2 職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

教育課程編成委員会は、自動車整備士として必要で実践的かつ専門的な能力を育成しかつ親・地域とのつながりを重視する観点から自動車業界のディーラー・保護者・卒業生・地域住民で構成されている。委員会での検討事項は、学校内に公表しカリキュラムの改善に活用している。具体的には外部診断機を取り入れた実習、第二種電気工事士資格の取得等今後業界として必要とされる技術を取り入れている。また教員についても技術・教育力向上のための研修に参加し学校全体のレベルアップに取り組んでいる。

9-3 学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

個人情報保護規定を設け、部署ごとに個人情報の漏えい防止策を実施している。また教職員に対し個人情報の取り扱いや漏えい防止に関する重要性の啓発や注意喚起を、教職員全体会議等を通じ行い適切に対応されている。

9-4 自己点検評価、学校関係者評価を適切に行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

自己点検評価は毎年継続的に実施され、教育理念・目標・学校運営・教育活動等個別の項目ごとに課題・今後の改善策が具体的に記載され翌年以降の各項目の改善につなげられており、ホームページ上にも公開されている。また年2回学校関係者評価も実施され企業・保護者・卒業生・地域住民との意見交換が行われ、自己点検評価を基に業界・卒業生・地域と学校外の多方面の関係者から意見を聴取し翌年以降の学校運営に活かされており、ホームページ上で公開もされている。

9-5 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

職業実践専門課程の別紙様式4により情報の公開を行い、教育内容（授業科目等）・指導（クラス担任・長期欠席者への指導）・就職（就職率・就職先）・中退（中退者数・理由・防止の取組）等の情報をホームページ上で公開している。中退情報等不利益情報も開示されている。

10. 社会貢献・地域貢献

10-1 学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

学校が保有する実習場・教室を国の実施する自動車整備士国家試験への会場に提供を行い、東京都自動車整備振興会の自動車整備士2級課程・夜間講習の講師・会場の提供を行っている。また高等学校等で職業（整備士）に対する理解を進めるための模擬授業等も実施し、今後の小・中学校への出前授業・職場体験の実施も検討している。また文科祭では学校を地域に開放し、自動車や整備学校の施設の見学を受け入れ、整備の学校や自動車整備士への理解を深める等種々の地域社会への貢献を行っている。

10-2 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

日本テレビ24時間テレビに協賛し、毎年近隣の清掃活動を行いその後募金活動も実施している。学生達が参加することにより整備の学校や自動車整備士への理解を深めている。

11. 国際交流（必要に応じて）

1984年に文部省の依頼で「国費留学生」の受け入れを行う等留学生受け入れの歴史は古い。1期生は国内トップメーカーの現地法人の役員となる等実績も上げている。また留学生についても日本人学生と同じく、欠席・遅刻についてはきめ細かく担任を中心に対応している。就職後の在留資格変更についても、対応の担当者を設け経験に基づくきめ細かい対応が行われている。

Ⅱ 職業実践専門課程認定要件適合評価

総評：職業実践専門課程の下記認定要件については、資料及び運営の報告から適合状況が確認され、運営の状況は良好と判断できる。

自己評価及び学校関係者評価において、改善が求められる事項や社会ニーズに対応し、教育内容のブラッシュアップを常に実践していること。また、卒業時に習得すべき知識・技能を企業からの要望等を考慮し、これに対応する教育カリキュラムを設定している。これらのことは同校における教育方針に基づいた教育が的確に実施されていることであり評価できる。

- ① 修業年限が二年以上であること。
- ② 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」と言う。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程を編成していること。
- ③ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を実施していること。
- ④ 総授業時数が1,700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- ⑤ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施していること。
- ⑥ 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- ⑦ 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ⑧ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

項目別評価

1. 教育課程編成委員会

1-1 教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

委員構成に関しては適合要件を満たし学校、企業、業界と的確に選出されている、また、開催回数に関しても年2回実施され、記録もある。委員会で検討された内容は学内へ公開し、積極的にカリキュラムへ反映させるべく教育課程の改善に組織的に取り組んでいる。

2. 企業連携授業

2-1 企業等と連携した実習・演習等の実施

(評価結果 ☒ 可・否)

就職先企業の協力により、学内での新技術講習の開催、企業に出向いた研修等に学生を参加受講させている。自動車技術の進歩のスピードは速く、学内で学ぶ基礎教育に加えて社会で取り入れられている新しい知識・技術の学習に役立っている。企業側の事情もあり、学生全員が共通した研修を受講するに至っていないところが課題としてあり、年間計画において教育課程の中に取り込む調整を進めている。

3. 企業連携教員研修

3-1 企業等と連携した組織的な教員研修の実施

(評価結果 ☒ 可・否)

就職先企業の協力により、新技術講習に教員を参加させている。また、学校協会(JAMCA)の教員研修にも毎年積極的に参加させている。自動車新技術の修得をする意識が高く、教員の1級整備士資格取得率が全教員の2/3と非常に高い。

4. 学校関係者評価

4-1 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表

(評価結果 ☒ 可・否)

委員の同意書、承諾書、2回の委員会開催、議事録の作成・HPへの公表等について適合要件を満たしている。委員会では学校運営について各委員の忌憚のない意見が交わされ、その意見に対し学校として最大限の努力をしている。さらに幅広い意見を聴収するために委員の構成について検討されることが望ましいと思われる。

5. 情報公開

5-1 ホームページにおける情報提供

(評価結果 ☒ 可・否)

自己点検評価及び学校関係者評価委員会議事録等が定期的に更新され、最新の情報がHPに情報公開されている。職業実践専門課程の報告様式についてもHPにて公開し、適切な更新を行っている。

Ⅲ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価 (分野別評価・機関評価に相当)

総評：道路運送車両法の目的(第一条)を果たすための人員育成するために制定された一種養成施設指定基準に則り、教育環境（設備、教育時間、指導員等）がしっかりと整えられているか、また、実施されているかについて、ほぼ3年に1度国土交通省が下記内容の監査を実施されており、その結果として適切に運営されていると認められている。また、設備の変更、教育内容の変更等が発生した場合の変更届、毎年教育内容（国家試験の合格率、教育時間数、学生数等）についての実施報告書も正しく提出されている。同校における自動車整備技能登録試験の合格率(平成26年)は1級自動車整備士 82.8%、2級自動車整備士約100%、と高い合格率が見られる。

また、自動車整備士の資格取得だけでなく第二種電気工事士資格等の取得も積極的に推進されている。

以上について、関係書類、記録等にて確認できたことから、学校の教育目的である社会のニーズに適応する優秀な自動車整備士の養成を適切に運営している学校であることが認められる。

項目別評価

1. 教育理念・目的・育成人材像

1-1 道路運送車両法 第1条に基づき自動車整備士の養成を目的としているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

学校の教育方針及び育成する人材については、学校の設立趣意書にもとづく「徹底した実技教育」、「科学技術と教養を兼ね備えた人材の育成」の目標を掲げ、社会の要望に添える整備士の養成に努めている。

目的の達成のため、国が定めた自動車整備士養成等の指定基準に適合した施設・教育者等を整備していることにとどまらず、ハイブリッド・電気自動車等の新技術に対応した教育、「充電設備設置技術」等交流電力というエネルギー分野の技術的知識の習得等を通じ、社会のニーズを達成できる自動車整備士の養成に努めている。

2. 学校運営

2-1 1. 養成施設の沿革及び学校の組織図、2. 学則又は規則及び細則（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：1. 2. に基づき運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。

(評価結果 ☒ 可・否)

自動車整備士養成施設の指定を受けた同校においては、定期的に実施される国自らの監査により、申請書等に記載されている整備士養成に係る課程の種類、修業年限、1 教育時間単位、当該課程修了及び成績判定基準等について、規定集により基準に適合しているかの確認を受けていること。それらの実績についても、毎年報告することを義務付けられており、この報告により適切に学校運営がなされていることが確認されている。

また、充実した学生生活が継続できるよう、クラス担任制の実施、臨床心理士の常駐等を行い生徒の様々な相談に対応している。

3. 教育活動

- 3-1 6. 教育科目別時間配分表（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：6. 7. に基づく教育内容で運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

教育科目については、自動車整備士養成施設の指定等の基準により、教育する課程によりその教育すべき科目や必要とされる教育時間等が詳細に決められている。

これに基づき、学校の特徴である充電設備設置技術の実習、板金塗装の実習、電気自動車等の普及に対応するため、家庭での充電設備の設置や太陽電池の制御設備等に関する第二種電気工事士資格の取得等を加味した選択科目についても、教育時間・教育概要が設定されており、これらは学校の教育方針を踏襲したものであり適正であると確認されている。

- 3-2 教育計画（道路運送車両法 部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：6. 7. に基づく教育内容で運営され、国交省の定期監査によって承認されているか。 I - 2 - 2 教育計画(2 級)

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、養成課程ごとに求められている整備士の知識・技能が定められており、養成施設においては養成する整備士ごとの整備技術についての知識・技能の習得が義務付けられており、これを達成する教育計画の策定を求めている。

この知識・技能が確実に習得されているか否かを確認するため、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において行う「評価実習」等を実施し、高等整備技術についての知識・技能の習得の担保としている。

同事業場における確認も確実に行われていることが、国の監査により確認されており、同校における教育計画が適正なものと確認されている。

3-3 7. 教育計画表（部長 基準取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：7. の基準に基づく教育内容で教育計画表を作成し、それによって運営され国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

3-2 の通り、養成施設においては養成する整備士ごとの整備技術についての知識・技能の習得に必要な教育計画の策定を求めている。この教育計画を基として、同校の特色である充電設備設置技術の実習、板金塗装の実習、電気自動車等の普及に対応するため、家庭での充電設備の設置や太陽電池の制御設備等に関する第二種電気工事士資格の取得等も含めての詳細なシラバスを策定し、自動車販売会社のサービスエンジニア7年生が取得していると考えられる知識・技能の習得に向けた教育を行っている。

なお、策定されたシラバスが、国及び社会が求めている整備士に不可欠な知識・技能を与えることができる教育であることは国の監査により確認されている。

3-4 2. 学則又は規則及び細則（部長 業務通達第4 養成施設の報告）の基準に基づき教育実績が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の設立時に申請された学則又は規則及び細則により、1. 当該施設の位置 2. 施設の名称 3. 課程の名称 4. 各課程における養成定員 5. 修業年限又は入学時期及び卒業時期並びに昼間、夜間の別 6. 入学資格 7. 休日及び休業 8. 始業、就業時間及び1教育単位時間 9. 当該課程修了の教育時間 10. 成績判定基準 11. 卒業証書及び卒業証明書の様式 等が確実に履行されているか。また、前記について変更等があった場合は変更届の提出を求めているが、この届け出が確実になされ、かつ、それに基づき適正に実施されているかを国の監査により確認されている。

3-5 4. 教育を行う者（指導員）の一覧表（部長 業務取扱通達 別表「添付書類一覧」添付書類）：4.5 に基づく教員の資格及び配置により運営し、国交省の定期監査によって承認されているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

教育を行う者の資格等については、自動車整備士養成施設の指定等の基準により、養成する整備士の種類により学科又は実技指導員の資格が定められており、それぞれの指導員の卒業資格、教師の資格、取得している整備士の種類等を証明するものを保有しており、国の監査により指導員の資格等について確認されている。

なお、各指導員は担当する教科にかかる、新技術の取得に努めており、企業が開催する新技術の講習会への参加、関係団体が主催する勉強会に積極的な参加

が見られると共に、学校内での研修会において、講習等の受講者が教師となり、全ての指導員に新技術の構造等を伝授し、指導員のレベルアップを推進している。

4. 学修成果

4-1 養成施設の報告書（部長 業務通達第4 養成施設の報告）の基準に基づき資格合格率等が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、年度ごとに養成定員と実績人員数、計画教育時間と実教育時間及び自動車整備技能登録試験の結果等について報告を各運輸局に行っている。

これらにより、自動車整備士養成施設として適切に運営がなされているか、又は、社会等が求めている整備士が養成できているかを毎年確認されており、同校における自動車整備技能登録試験の合格率（平成26年）は1級自動車整備士82.8%、2級自動車整備士約100%であり、優秀な自動車整備士養成施設と判断できる。

6. 教育環境

6-1 必要設備等一覧表（局長通達 教場、必要設備等一覧表）の基準に基づき資格合格率等が年度ごと報告され、国交省の定期監査によって承認を受けているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準により、1. 学科教習又は実技教習で使用する教室や実習場における生徒一人当たりの面積、2. 実習で使用する教材、作業用機器、計測機器、検査用機器、3. 使用される教科書 等について明確に規定されており、これらの設備等が規定に適合しているか国の監査により確認されている。

さらに、新技術に対応するための教材等の導入、教育がなされると共に、電気自動車の普及を想定した充電設備の設置や太陽電池の制御設備などに関する第二種電気工事士資格取得を進められており、優秀な自動車整備士の養成に努めている。

9. 法令等の順守

9-1 道路運送車両法の一部の改正等に関する法律（改正道路運送車両法）に基づく学校運営を行っているか。

（評価結果 ☒ 可 ・ 否 ）

自動車整備士養成施設の指定等の基準等の関係法令については厳守されており、適切に運営雅なされていることは監査において確認されている。「読売理工学院ハラスメント防止規定」、「読売工学院公益通報者保護規定」を制定して様々なハラスメントの排除と防止を図ると共に、法令違反行為の通報受付窓口を設置して、コンプライアンスを徹底している。

自己評価及び学校評価も確実に行われており、その結果についても同校のホームページに公開されていることから、同校においては確実に法令等の順守がなされている。

IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 （分野別評価に相当）

総評：当該校の卒業生はほぼ 100%自動車業界に就職している。自動車整備士の資格は仕事を遂行するため、また自動車の専門知識を取得していることを認められる唯一のライセンスとなる。従って、卒業後行われる国家資格試験は確実に合格する必要がある、在学中にその実力をつけておかななくてはならないため、2 級課程及び 1 級課程のカリキュラム編成や国家試験対策授業に工夫が施され毎年 2 級課程においては 100%近い合格率を保持している。また、1 級課程においても全国の平均値を大きく超える合格率を挙げている。さらに自動車整備専門学校は、就職業界が明確であるがゆえに求められる専門知識やその期待も高く、採用企業である自動車関連会社との密接な情報交換がされている。当該校は、各企業から信頼される質の高い卒業生を輩出するために教職員の専門性の向上やカリキュラム編成の検討に向け明確な方針に基づいた諸規定の設置やそれを運営する組織など非常にきめ細かい対応がなされており、積極的な取り組みをしていることが確認できる。その結果として企業からの求人数も年々上昇する一途であり就職率も 100%が維持されている。就職率及び資格合格率が高い水準で維持されていることから方針に基づく組織運営が安定的に行われていることがうかがわれる。自動車整備分野の教育の質保証に対しては、取り組みの成果・結果だけではなくそのエビデンスを具体的に公開することが必要であるが、当該校は公表できる内容が多くありながら、公表されていないところがある。今後はそれらをより整理し、社会の信頼を高めてほしい。また、卒業生の社会での貢献度もこれから積極的に調査を行うなど、教育の成果をより明確にすることを期待したい。

項目別評価

3. 教育活動

3-1 教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ 可・否)

当該校は、教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みを行い、成果を上げていると判断できる。学生の主たる就職先企業である各種メーカーの販売会社(自動車ディーラー)では自動車の新型車の発表に合わせて内外で新技術・新機構の講習が開かれている。また学校協会(JAMCA)でも、会員校の教員に対して自動車技術や教育指導スキルの向上を目的とした研修会が開催される。この校の教員は定期的にこれらの研修に積極的に参加するよう事業計画が組まれており、自動車整備教育に現在必要とされている知識・技術の習得に努めている。さらに、1級課程の教育には国交省の指定基準で1級整備士資格を取得した教員が必要となるが、2級課程のみを担当する教員に対しても1級取得を奨励し、現在その必要数を超え全教員の2/3の教員が1級国家資格を取得している点からも教育の質向上に向け教員のスキルアップを積極的に行っていることがうかがえる。

3-2 教育の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムにおける特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ 可・否)

当該校は例年3ヵ年計画を作成し、計画の進捗状況を確認して経営状況の点検、業務の見直しを随時行っている。昭和31年に創立50周年を迎えるのに先立って学院の将来像・読売式教育メソッドを制定し、「人間力」「専門力」「就職力」「資格取得力」「基礎学力」の5本柱を明確にし、事業計画における各施策もそれに照らし合わせ策定されている。また、教職員に対してもこの指針が徹底されている。さらに、近年高度化する自動車技術やそれに対応するリーダー養成を基本とした1級課程卒業生の具体的な人材像を「自動車販売会社におけるサービスエンジニアの7年生」に設定し、教育課程の編成指針としていることなど、教育課程編成委員会におけるカリキュラム検討も委員の共通認識を持って進められているなど、教育内容の質向上に向け積極的な取り組みが行われていることが確認できる。

4. 学修成果

4-1 国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果 **（評価結果 ☒ ・ 否）**

当該校は、国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みを行い、成果を上げていると評価できる。自動車業界は自動車の専門知識・技術を身に付けた人材を求めており、中でも特に自動車整備業においては、現場作業に従事するため国家資格取得が必須となっている。この校では卒業式後に行われる国家資格の完全員合格に向け、最後の仕上げのために国家資格筆記試験の演習もきめ細かい教育プログラムが用意されている。実績としても2級資格ではほぼ100%をキープし、1級資格では全国平均を大きく上回る合格率を挙げている。特に、協会(JAMCA)の全国統一模擬試験を活用し、それに合格する力を身に付けるため学内でも問題のデータベース化を進めている。これらの問題は学内の教員自らが独自に作成したもので、学生の習熟度に合わせ、受験対策の質を上げるべくシステム化されたものである。さらに、入学者の基礎学力低下に伴い専門教育に対し途中で躓く学生が増加する傾向に対し、2級課程では、基本的な計算能力や物理法則の理解力の向上させることを目的として、2年間を通して学科授業「自動車工学1～4」を行っている。また、入学前に希望者を対象に通信教育を受講できる専門教育への接続教育制度を導入している。

4-2 就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果

（評価結果 ☒ ・ 否）

日本の基幹産業である自動車業界において自動車の安全と自動車社会の環境を守るための専門知識を有した自動車整備士資格取得者は大変稀少であり、特に就職先の主体となる自動車ディーラーの求人数は卒業者をはるかに超える。従って、求人情報は各企業から直接学校に寄せられ、学生に対しそれらの正確な情報提供と学生の就職先志望とのミスマッチを防ぐことが必要になる。この校では校内に就職指導担当者3名を配置し情報の一括管理を行うと共に、各クラスに配置された担任が学生と直接相談に応じられる体制を敷き、きめ細かな指導を行っている。21年度からはさらに、多くの求人情報の提供をスムーズに行うために求人票検索システム（ソフト：就活皇）を導入しスマートフォンを活用した就職指導並びに学生への情報提供を行っている。この結果年内にはほぼ100%近くの就職率を上げている。

0. その他

0-1 その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

(評価結果 ☒ 可 ・ 否)

職業人としての即戦力を身に付けるためには、社会での実作業に近い仕事の流れや共同作業などで育む必要がある。そのため教育カリキュラムの2/3を実習授業に置き緊張感のある授業運営を行っている。また、著しい自動車技術の進歩に伴い理解しなければならない知識も年々増している。主たる入学年齢の18歳の若者にとって、厳しい教育環境や多感な時期ということも加わり途中で精神的に挫折を覚える学生も少なくない。この校では、学生個々の学習に対する姿勢を担当教員及びクラス担任とできめ細かく見守り、適切な対応ができるようにしている他、メンタル面のサポートに対しては臨床心理士のウンセラーを曜日固定で配置しており、学習面をカバーする体制がとられている。

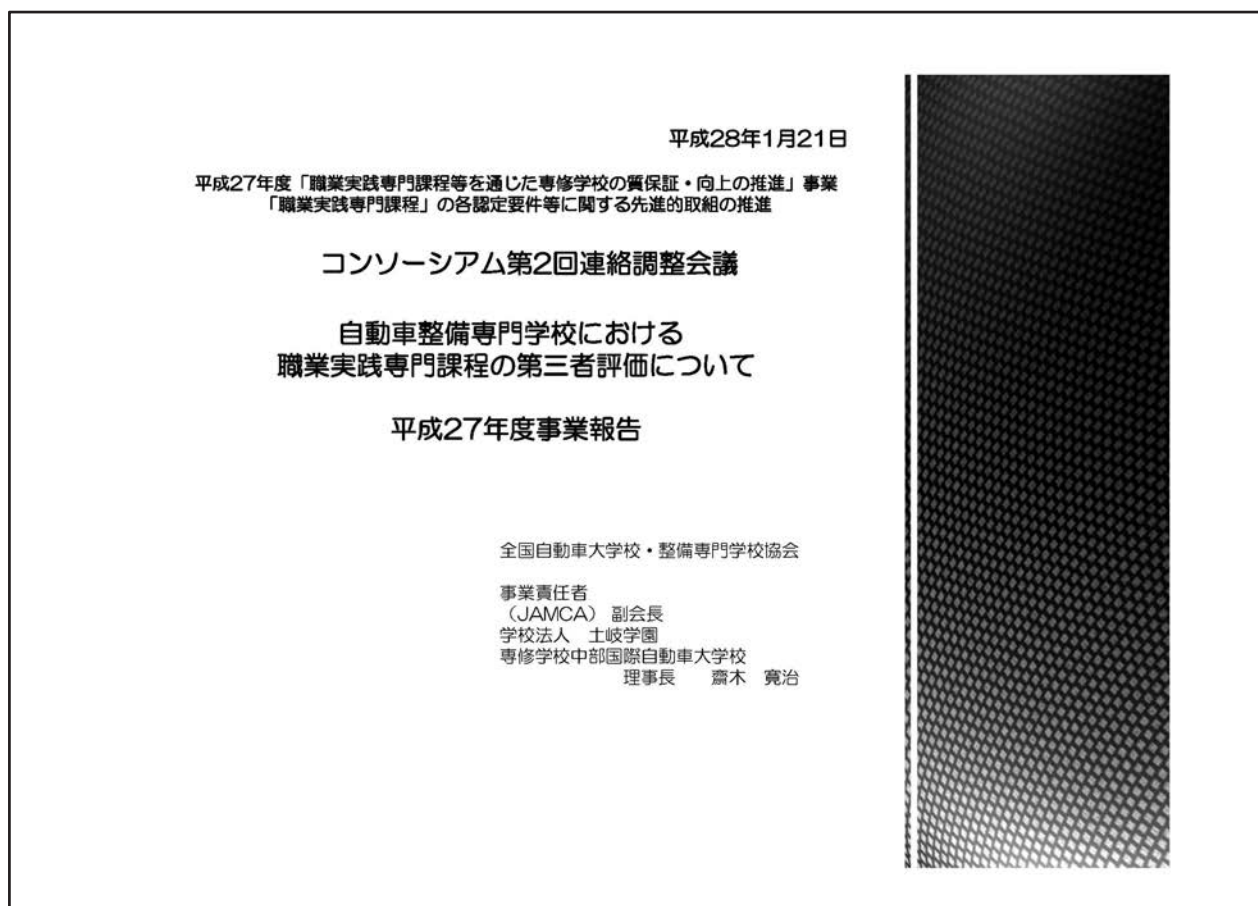
第 7 章 今年度事業のまとめ

1. 今年度事業結果
2. 事業内容の考察と今後の課題

第7章 今年度事業のまとめ

1. 今年度事業結果

事業結果は2016年1月21日（木）に実施されたコンソーシアム連絡調整会議報告資料（以下パワーポイント）を使用して報告とする。



1. 平成27年度事業の概要

(1) 平成27年度活動内容

① 組織的な啓発活動

JAMCAとして第三者評価を進めるため、職業実践専門課程の認定校を拡大し第三者評価における知識を高め、その必要性を啓発する。

※「第三者評価についての研修会」開催・10/14大阪・10/16東京

② 第三者評価項目と評価システムの策定

骨子案に基づく具体的な評価項目の策定と、評価組織、システムづくり。

③ 第三者評価の実証実験

評価項目に基づいたシミュレーションに沿って、JAMCA組織の会員校を中心とした自動車産業関連企業・団体の中で実証検証を行い、結果から内容を精査する。

今年度は、13校から22校となった職業実践専門課程認定校22校中20校をメンバーとして、昨年度に引き続き第三者評価基準・項目・システム・組織、受診体制の策定を行い、2校を対象に実証実験を実施し第三者評価の実施体制の構築を目指す。

※「第三者評価訪問調査」実施

- ・11/12 北九州 北九州自動車大学校 (会員校)
- ・11/18 東京 読売自動車大学校 (会員校)

●第三者評価の目的

- ・自動車整備専門学校・自動車大学校の教育の質・内容の向上
- ・自動車整備専門学校・自動車大学校の社会的認知の向上
- ・自動車整備専門学校・自動車大学校選択への利便性向上

※試行期間における問題点・課題については、明確にして改善を加え将来の本格的実施を目指す。

【平成27年度事業の推進体制】

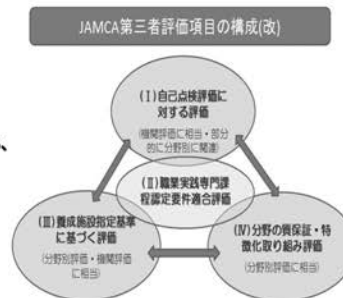


2. JAMCA第三者評価の構成と評価項目-1

(1) JAMCA第三者評価項目の考え方

- ① 自己点検評価項目は、学校として基本的に必要な項目を網羅的に表現しており、その中に分野別専門教育に関わる内容を混在させることは、評価の仕方が複雑になり過ぎる。
- ② 国交省の明確で詳細な養成施設基準のもと運営されている内容も、機関としての認定基準として捉えるべきであり、別項目で扱う。
- ③ 教育の質保証や、教育の成果向上についても網羅的な項目で一律に評価すべきものではなく、各学校の特徴を公表し評価されるべき。

※以上3つの柱に「職業実践専門課程の認定要件」の適合評価を加えJAMCA第三者評価項目を4つの柱とする。



(2) 評価の項目と観点

- (I) 文科省および私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づき実施された各校の自己評価内容について第三者として客観的に評価を行う。(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)

※大項目毎の評価のポイントは別紙「資料①」に基づいて実施する。
※大項目ごとに「可・否」の判定と「評価する点・改善を期待する点」を記述。

- (II) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。

下記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。

- ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ホームページにおける情報提供

2. JAMCA第三者評価の構成と評価項目-2

(Ⅲ) 国土交通省自動車整備士一級養成施設指定基準に基づく評価 (分野別機関評価・分野別評価に相当)

われわれ学校群の教育は自動車整備士を養成するとともに、自動車業界に活躍する高度な技術者として育成することにある。

国土交通省は社会で要求されている自動車整備技術者の水準を卒業(修了)時の目標として、教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など教育プログラム全体の質を確保するため指定基準を定めている。

約3年ごとの定期的な監査の受診により、そのレベルに満たない場合は教育施設として取り消しを受けることになる法的な質保証がなされ、これはJABEEの「日本技術者教育認定基準(機関評価)」に相当するものと考える。

第三者評価においては、受審校の定期監査実施報告の確認により、自動車整備分野の教育内容の基準達成内容を評価する。

※整備士の人材教育向け基準を満たしていることのエビデンス(根拠)を資料で提示。

●定期監査報告書 ●実績報告 ●変更届 等

(Ⅳ) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 (分野別評価に相当)

一般的な学校全体の運営や教育活動等に関わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンス(根拠)について、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。

職業教育における「内部質保証および成果向上」の取り組みについてその価値を評価するものとなる。

⇒公表により全体の教育力・質向上に繋げる

- ・国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・就職率、就職の質(産業界及び活躍を目指す若者のニーズに直結した)向上への特徴ある取り組みや成果
- ・教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

※ この評価項目は、各校が選択し自己評価を加える。

第三者評価は、「評価できる点・今後さらに期待する点」について記述し評価を行う。

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(H27実証実験資料)

I 自己点検評価に対する評価(機関評価に相当・部分的に分野別に相当)		
NO.	大項目	中項目
1	教育理念・目的・育成人材像	教育理念・目的・育成人材像、学校の特色、学校の将来構想
2	学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、人事・給与制度、意思決定システム、情報システム
3	教育活動	目標の設定、教育方法・評価等、成績評価・単位認定等、資格・免許の取得の指導体制、教員・教員組織
4	学修成果	就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価
5	学生支援	就職指導、中途退学への対応、学生相談、学生生活、保護者との連携、卒業生・社会人
6	教育環境	施設・設備等、学外実習等、防災・安全管理
7	学生の募集と受け入れ	学生募集活動、入学選考、奨学金
8	財務	財務基盤、予算・収支計画、監査、財務情報の公開
9	法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守、職業実践専門課程認定要件、個人情報保護、学校評価、教育情報の公開
10	社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献、ボランティア活動
11	国際交流(必要に応じて)	
II 職業実践専門課程認定要件適合評価		
	教育課程構成委員会委員構成、開催回数、教育課程の構成内容	
	企業等と連携した実習・演習等の実施	
	企業等と連携した組織的な教員研修の実施	
	企業等と連携した学校関係者研修の実施・公表	
	ホームページにおける情報提供	
III 国土交通省自動車整備士一級養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)		
NO.	大項目	中項目
1	教育理念・目的・育成人材像	施設運営規程 第1条
2	学校運営	1. 養成施設の沿革及び学校の組織図 2. 学則又は規則及び細則 (3)課程の名称、(4)定員、(5)修業の年限又は入学時期及び卒業時期、(6)入学資格 (7)休日及び休業、(8)始業、授業時間及び1教育単位時間 (9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)、(10)成績判定基準(出席日数及び合格点等)
3	教育活動	6. 教育科目別時間配分表 【1-2-2 教育計画(二級)】 【1-3-2 教育計画(一級)】 7. 教育計画表 2. 学則又は規則及び細則 (9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)、(10)成績判定基準(出席日数及び合格点等) 4. 教育を行う者(指導員)の一覧表 (3)資格欄は指導員資格を満足させるものであること 5. 教育を行う者(指導員)の名称
4	学修成果	最低施設の報告書
5	教育環境	必要設備等一覧表
9	法令等の遵守	施設運営規程
IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)		
NO.	大項目	中項目
3	教育活動	教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果 教育の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムにおける特徴ある取り組みや成果
4	学修成果	国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果 就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
0	全般	その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

3. 実証実験（訪問調査）

●実証実験の流れ

今年度の第三者評価実証実験の協力校2校より、JAMCA第三者評価項目に基づき、自己点検評価等及びそのエビデンスとなる資料提出を受け、調査員が事前の質問事項を準備しての訪問調査となった。

●訪問調査 1

11月11日(水) 北九州自動車大学校(小倉) 調査員 6名



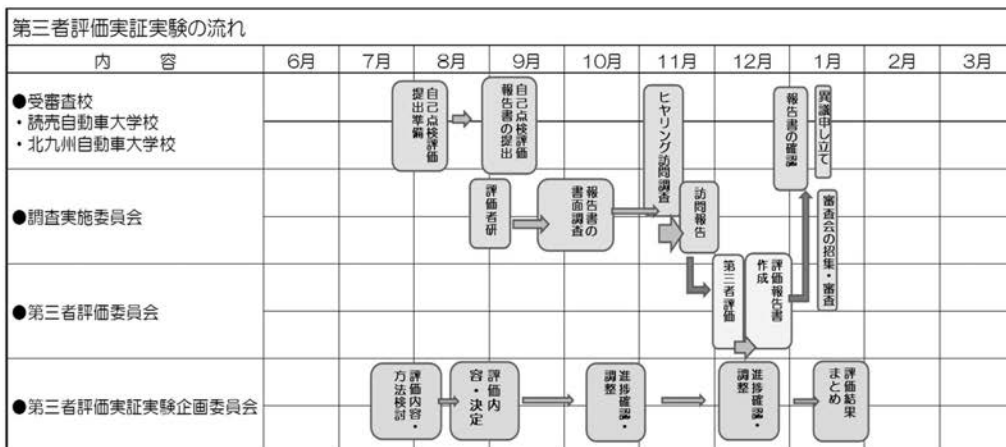
●訪問調査 2

11月18日(水) 読売自動車大学校(東京) 調査員 6名



4. 第三者評価実証実験の主なスケジュール

- ① 調査委員による調査レポート作成と提出⇒事務局
 - ・北九州自動車大学校 訪問調査(11/12)報告書 11月23日(月)迄
 - ・読売自動車大学校 訪問調査(11/18)報告書 11月30日(月)迄
 - ② 第三者評価委員への訪問調査報告書の送付 12月 2日(水)迄
 - ③ 第三者評価委員会(評価会議)
 - (二校における第三者評価内容の決定) 12月18日(金)
 - ④ 評価報告書の作成、実施校への通知 1月12日(火)
 - ⑤ 実施校からの異議申し立ての受付 1月18日(月)迄
- (評価委員長は審査会を招集し審議) ※別途日程



5. 今年度事業のまとめ(概要)

① 組織的な啓発活動

JAMCAとして第三者評価を進めるため、職業実践専門課程の認定校を拡大し第三者評価における知識を高め、その必要性を啓発することを目的に「第三者評価についての研修会」を開催した。

- 10月14日大阪会場
大阪私学会館 (15校参加)
- 10月16日東京会場
東京テクニカルカレッジ (22校参加)

- ・アンケート結果から、質の保証に向けた学校関係者評価及び第三者評価への関心の高さが窺えた。
- ・評価実施に伴う業務は、組織的にも確立されておらず、大きな負担となることが課題とされている。



② 第三者評価項目と評価システムの策定 ③ 第三者評価の実証実験

骨子案に基づく具体的な評価項目の策定と、JAMCA会員校の中から2校を決め訪問調査を含む第三者評価のシミュレーションを行った。

- ・自己点検評価項目に基づく機関評価と他の大項目における評価の中で、評価の観点やそれを裏付けるエビデンスに重複する部分があり、今後さらにまとめが必要である。
- ・分野別における教育の特徴的な取り組みについては受診校からの「発信型」の項目としたが、将来的には、より効果的な分野別の項目を統一し共通の課題とする必要がある。
- ・整備専門学校の教育内容の骨子となる国土交通省の指定基準及びその質の保証を行う「定期監査」の項目を入れ、特徴ある第三者評価としてまとめることができた。
- ・通常「評価機構」で実施される評価の流れを協会会員校及び外部の業界関係者、学識経験者により模擬運営したが、非常に作業工数が多いことが確認された。
- ・実証実験を行う上でも、より綿密な段取りが必要なことや、今回の実証でまだ確認できていない細部の取り組みが必要であり、今後の取り組みにおいて改善が必要である。

2. 事業内容の考察と今後の課題

1) 第三者評価項目について

- ・ 第三者評価項目の策定にあたり今年度重視した点は、JAMCA 独自の特徴ある内容とすることであった。その背景には、自動車整備専門学校・自動車大学校が教育の質保証に関わる国土交通省の一種養成施設指定基準に基づき運営が行われている。またその実行については資格取得率の確認だけではなく、教育環境やシステムに至る実地監査が定期的に行われていることにある。自動車整備分野の第三者評価基準の中に、この内容をどのように関連付け、質保証を目的とする総合的でシンプルな評価基準とすることが課題となった。

また、複数の独立した外部評価機関の存在は、業務を煩雑化させ評価に応えるための第三者評価受審対策に陥る懸念があったため、第三者評価の必要性の啓発、今後の実施及び普及に向けて、これらの事業は必須事項であった。

今回の事業でまとめられた評価項目の4つの骨子の1つとして国土交通省の指定基準及びその質の保証を行う「定期監査」の項目を入れ、その評価内容が自己点検評価の大項目のどの部分に対応するかを表現することができた。これらはJAMCAの目的とした特徴ある第三者評価項目としてその骨子を作り上げることができたものとする。

- ・ 反面、4つの骨子における評価項目には、自己点検評価項目に基づく機関評価の項目と、評価の観点やそれを裏付けるエビデンスに重複する部分が多くあった。

「職業実践専門課程の適合評価」「国土交通省の養成施設指定基準」とともに分野ごとの観点ではあっても機関的な評価を重視している表れである。

今後、自己点検評価項目に基づく第三者評価項目の見直しを進め、分かりやすくだれにでも理解・納得の得られるものとするためにさらなる修正が必要と考える。

また、評価の深度についてはP-D-C-Aの基本に立ち返り、改善に向かう仕組みを明確にすること、またそのエビデンス(根拠)をさらに的確に示すことが不足しており、改善が必要と考える。

- ・ 分野別における教育の特徴的な取り組みについては受審校からの「発信型」の項目とした。これは、学校ごとの教育理念や教育方針の違いにより、自動車整備分野の技術者の育て方が異なることが予想され、その違いこそが各学校の教育の特徴となっていると考えられたからである。この部分の評価項目を一律の指針にするのではなく、まず学校側から報告してもらい、その特徴ある取り組みと成果について第三者が評価するという考え方で進めた。

なお、上記の考え方に対して今後多くの評価実績を積み上げる上で、将来的にはより効果的な分野別の項目を統一し共通の課題とする必要があるのではな

いかとの意見もあり、今後引き続き検討してゆく必要があるものとする。

2) 第三者評価組織について

- ・今回は、通常「評価機構」で実施されている評価の流れを協会会員校及び外部の業界関係者、学識経験者により模擬運営したが、一般に数年に1度の第三者評価の実施にあたり、評価側も被評価者の受審校側も膨大な準備が必要となり、非常に作業工数が多いことが確認された。評価項目策定後約5ヶ月の日程で駆け足に実施したせいで、本来慎重に精査しなければならない事前の書類提出や審査がおろそかになり、訪問調査において具体的な確認ができないこともあった。今後は、より綿密な段取りや情報の確認作業をスケジュール化し取り組むことが必要である。
- ・今回の第三者評価組織は、文部科学省からのガイドラインに基づきメンバーを構成したが、分野として特徴ある第三者評価を進める上で、自動車産業界や協会としての活動、そして自動車整備教育に対し基本的な知識と理解を持つ方々の人選となった。
今後は、組織や教育内容を書面で事前に理解していただく努力をし、既存のメンバーも含め教育全般について見識を持ち俯瞰的な立場で評価していただくメンバーについても検討を加えたい。

3) 評価者訓練について

- ・第三者評価の実証実験を会員校で組織された委員により運営した中で、最も不安であったのが「評価者訓練」であった。
日頃、自らの校の自己点検評価に関わっているとはいえ、初めての第三者評価に対し、訪問調査や最終的な第三者評価において、評価委員は試行錯誤の繰り返しであった。
今回の事業では、日程の関係で評価者となる委員の訓練としてコンソーシアム(私立専門学校等評価機構)が実施した勉強会を受講した。第三者評価の位置付け・目的そして評価の流れ等について理解を深めることができ大変参考になったが、ケーススタディには至らず経験不足の委員にとっては、今回の実証実験を通して学習するという結果となった。
今後は、実証実験の質を高め受審校を拡大することや、評価者メンバーに対する評価者訓練の実施が重要と考える。ぜひ、コンソーシアムの活動としてこれを取り上げ、事業のサポートを検討していただくよう切に願うものである。

4) 会員校の啓発活動について

- ・平成 25 年から制度化された職業実践専門課程は、現在その全会員校の内 44 (22/50) %が認定を受け、質保証の先導的な役割を担っているとともに今後の第三者評価に向けて大きな架け橋となるものと考えます。今年度の事業で同分野の学校に向けて実施した同研修会は職業実践専門課程の認定や第三者評価の実施に対する啓発を目的とした。

研修会後に実施したアンケート結果からも参加者の関心の高さが見られ、今後は外部の評価者からも認められる教育内容、運営内容、成果実績等を示してゆくことが学校の質の向上、ステーク・ホルダーに対しての信頼につながるものという認識を持っている。

これらから、今後も啓発活動を継続することが重要と認識し、第三者評価についての理解と実施の拡大を進める上において、我々の分野の特徴を織り込んだ分かりやすい第三者評価システムを構築し、自動車業界全体で推進してゆかなければならないものと考えます。

第 8 章 考察・講評

1. 考察・講評

第8章 考察・講評

1. 考察・講評

我々自動車整備専門学校・自動車大学校が教育の対象としている自動車整備、そして多くの卒業生が活躍する自動車産業界は、産業構造やインフラ等環境・エネルギーに関わる課題への対応により人々のライフスタイルを含めたイノベーションの推進が予想され、その様態は大きく変化しようとしています。

従って、自動車整備分野の教育の目標値や質の保証に関わる教育達成度の評価システムも大きな変化が求められていると言えます。

JAMCA は以前から、会員校における教育の質向上のため統一した教科書の作成や改編（「国交省推薦」を取得）に取り組み、その他全国的な国家試験模擬試験の実施、社会人教育としてソーシャル検定の実施等をはじめとする様々な組織的な活動を行っています。

これらは、各会員校の結束の下、校長をはじめとする各教職員の協力により成り立ち、また国土交通省や自動車業界・企業及び関連団体の多大なる理解と協力を受けて活動をしているものです。

さらに、自動車整備士の社会的な認知を高め、同教育の質を向上するためにもJAMCAにとって今回の事業の取り組みは大きな意味を持つものであると考えます。

今回の事業も、受審校として協力いただいた北九州自動車大学校、読売自動車大学校はじめ会員校各位のご理解とご協力により実施することができましたが、改めて積極的な事業の参加・協力に対し敬意を表し、御礼を申し上げたいと思います。

また、コンソーシアム活動の中心となっていた専門学校等評価研究機構の真崎氏、関口氏には評価者訓練の実施や第三者評価項目を構築するうえでのアドバイスを賜る等のご協力をいただいたことに厚く御礼申し上げます。

今年度の活動を終えて、現段階では独自の第三者評価の概念がまとめられたに過ぎない課程であると考えます。評価機構等の組織的な構築に向けては、まだまだ初期の段階にすぎず、今後各方面のご理解ご協力を賜りながら、会員校と結束して進めてまいりたい所存でございます。

文部科学省 平成 27 年度委託事業

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
平成 27 年度「Ⅲ.「職業実践専門課程」に係る取組の推進（ii）
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業

**自動車整備専門学校における職業実践専門課程の
第三者評価について**

報告書

平成 28 年 3 月

全国自動車大学校・整備専門学校協会

連絡先： 〒160-0015 東京都新宿区大京町 31 番地 ヴィップ新宿御苑 1101 号
Tel:03-3356-7066 Fax:03-3356-7370

＊本書の内容を無断で転記、記載することは禁じます。

